

令和5年度向け

脱炭素に向けた支援制度

～中小企業等向けガイドブック～

STEP1 【知る】	脱炭素・カーボンニュートラルについて知る	P.9
STEP2 【測る】	自社の排出量等を把握する	P.11
STEP3 【減らす】	排出量等を削減する	
	(1) 省エネ設備を導入したい	P.13
	(2) 再生可能エネルギーを導入したい	P.22
	(3) エコカー等を導入したい	P.28
	(4) 住宅や建築物等の脱炭素化をしたい	P.34
	(5) その他	P.45

令和5年5月(第1版)

尼崎市

脱炭素に向けた支援制度〈令和5年度向け第1版〉

尼崎市は、地球温暖化による危機を市民や事業者の皆さまと共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しました。

2050年までにCO₂排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を目指し、取組を進めています。

取組の一環として、「脱炭素に向けた支援制度～中小企業等向けガイドブック～」では、国や兵庫県、尼崎市における省エネ・地球温暖化対策のための補助金・減税等の支援制度をとりまとめています。

脱炭素経営に向けて、皆様の事業活動の一助としてご活用ください。

なお、本ガイドブックの内容は令和5年5月現在のもので、今後変更となる場合があります。最新情報や詳細については各制度のホームページ等で直接ご確認ください。

尼崎市公式ホームページでも、現在公募中の、
脱炭素に向けた支援制度などをまとめています。

(尼崎市ホームページ) 脱炭素に向けた支援メニュー等



目次における【行政機関名】

経…経済産業省(含:NEDO等)による支援制度(<http://www.meti.go.jp/>) (<http://www.nedo.go.jp/>)

環…環境省による支援制度(<http://www.env.go.jp/>)

整…国土交通省(地方整備局分)による支援制度(<http://www.mlit.go.jp/>)

運…国土交通省(運輸局分)による支援制度(<http://www.mlit.go.jp/>)

カテゴリ	支援内容	ページ	事業名	支援対象		行政機関名
				事業主等 法人・個人	個人等	
【知る】	専門家	9	カーボンニュートラル・オンライン相談窓口	●		経
		9	省エネお助け隊 (中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金)	●		経
		10	省エネ最適化診断 (中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金)	●		経
	その他	10	カーボンニュートラルに関する参考情報	●		環、経
【測る】	専門家	11	省エネルギー診断 (中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金)	●		経
	補助金	11	IT導入補助金(通常枠(A・B類型))	●		経
		12	GHG排出量算定サービス導入補助金制度	●		県
		12	脱炭素化設備等導入促進支援事業	●		市
【減らす】 (1) 省エネ設備導入等	補助金	13	SHIFT事業 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)	●		環
		13	ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業補助金)	●		経
		14	省エネ補助金 (省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金、省エネルギー投資促進支援事業費補助金)	●		経
		14	事業再構築補助金(グリーン成長枠) (中小企業等事業再構築促進事業)	●		経
		15	AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金	●		経
		15	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	●		環
		16	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	●		環
		16	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業	●		環
		17	脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業	●		環

カテゴリー	支援内容	ページ	事業名	支援対象		行政機関名
				事業主等 法人・個人	個人等	
【減らす】 (1) 省エネ設備導入等	減税	17	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	●		経
		18	中小企業経営強化税制（A類型）	●		経
		18	中小企業投資促進税制	●		経
	利子補給	19	省エネルギー設備投資に係る利子補給金 （省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金）	●		経
		19	地域脱炭素融資促進利子補給事業 （環境金融の拡大に向けた利子補給事業）	●		環
	融資	20	日本政策金融公庫による環境・エネルギー対策資金（GX関連）	●		—
	補助金	20	中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金	●		県
融資	21	兵庫県地球環境保全資金融資制度	●		県	
その他	21	設備貸与制度	●		県	

カテゴリ	支援内容	ページ	事業名	支援対象		行政機関名
				事業主等 法人・個人	個人等	
【減らす】 (2) 再生可能エネルギーの導入	補助金	22	太陽光発電導入補助金 (再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金)	●		経
		22	電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業	●		経
		23	電力需給ひっ迫等に対応するデマンドリスポンスの拡大に向けたIoT化推進事業	●		経
		23	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	●		環
		24	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	●		環
		24	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業	●		環
		25	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業	●		環
		25	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち、再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業	●		環
		26	系統用蓄電池等の導入及び配電網合理化等を通じた再生可能エネルギー導入加速化事業	●		経
		26	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 (地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業)	●		環
		27	中小事業者の脱炭素化促進事業補助金	●		県

カテゴリ	支援内容	ページ	事業名	支援対象		行政機関名
				事業主等 法人・個人	個人等	
【減らす】 (3) エコカー等導入	補助金	27	CEV補助金 (クリーンエネルギー自動車導入促進補助金)	●	●	経
		28	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	●	●	経
		29	再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業	●		環
		29	商用車の電動化促進事業	●		環
		30	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち、水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業	●		環
		30	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 (グリーンスローモビリティ促進事業)	●		環
		31	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業	●		環
		31	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	●		環
		32	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	●		環
		32	自動車環境総合改善対策費補助金 (事業用自動車における電動車の集中的導入支援事業)(第2弾)	●		運
		33	燃料電池モビリティ利活用の促進事業	●		県

カテゴリ	支援内容	ページ	事業名	支援対象		行政機関名
				事業主等 法人・個人	個人等	
【減らす】 (4) 戸建住宅の脱炭素化	補助金	34	給湯省エネ事業（住宅省エネ2023キャンペーン）		●	経
		34	先進的窓リノベ事業（住宅省エネ2023キャンペーン）	●	●	経
		35	子どもエコすまい支援事業（住宅省エネ2023キャンペーン）		●	整
		35	既存住宅における断熱リフォーム支援事業	●	●	環
		36	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業（ZEH、ZEB、次世代省エネ建材）	●	●	経
		36	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業	●	●	環
		37	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（LCCM住宅整備推進事業）	●		整
		37	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（長期優良住宅化リフォーム推進事業）	●	●	整
		38	家庭における省エネ支援事業補助金		●	県
		38	住宅用太陽光発電設備等に対する融資制度（住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資）		●	県
		39	既存住宅・建築物省エネ化促進事業		●	県
		39	尼崎市ZEH普及促進事業補助金		●	市
【減らす】 (4) 集合住宅等の脱炭素化	補助金	40	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業	●		環
		40	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、平時の脱炭素と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業	●		環
		41	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、新築建築物のZEB化支援事業	●		環
		41	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、既存建築物のZEB化支援事業	●		環
		42	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、既存建築物の省CO2改修支援事業	●	●	環

カテゴリー	支援内容	ページ	事業名	支援対象		行政機関名		
				事業主等 法人・個人	個人等			
【減らす】	(4) 集合住宅等の脱炭素化	補助金	42	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業	●		環	
			43	集合住宅の省CO2化促進事業	●	●	環、経	
			43	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(住宅エコリフォーム推進事業(補助金)、住宅・建築物省エネ改修支援事業(交付金))のうち、住宅	●	●	整	
			44	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(住宅エコリフォーム推進事業、住宅・建築物省エネ改修支援事業(交付金))のうち、建築物	●	●	整	
			44	スマートマンション推進事業(SDGsスマートマンション認定)	●		市	
	(5) その他	その他	45	J-クレジット制度	●		—	
			補助金	45	地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業(省エネ行動であま咲きコインをためよう)	●		市
				その他	46	給水機設置によるマイボトル普及促進事業	●	●
			46		SDGs企業登録事業	●		市

STEP1【知る】脱炭素・カーボンニュートラルについて知る

専門家	カーボンニュートラル・オンライン相談窓口	行政機関名	経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	中小企業基盤整備機構では、中小企業・小規模事業者を対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談について、専門家によるweb相談を実施しています。		
支援内容	 <p> <相談対象者> カーボンニュートラルに取り組む中小企業・小規模事業者 <相談形態> オンライン会議システム (Zoom・Microsoft Teams) での相談 <相談時間> 毎週火曜日と木曜日 午前9時～午後5時 <費用> 無料 <申込方法> 以下の URL 記載の申込フォームから申し込み。(事前予約制) https://www.smrj.go.jp/contact/keiei_08/index.php </p>		
お問合せ	独立行政法人中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課 電話：03-5470-1564		

専門家	省エネお助け隊 (中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	公募開始前		
事業概要	各地域に存在する地域密着型の省エネ支援団体である「省エネお助け隊」が中小企業等の省エネ取組に対して、事前ヒアリング・事前打ち合わせ、省エネ診断・支援を通し、現状把握から改善まできめ細やかなサポートをします。		
支援内容	 <p> <内容> ・省エネと経営の専門家集団が支援 ・自社の域内の省エネお助け隊に相談が可能 ・設備のチューニング、設備更新の計画立案、資金計画のアドバイス等が可能 <費用負担> 省エネ診断・省エネ支援にかかった費用の1割 </p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

STEP1【知る】脱炭素・カーボンニュートラルについて知る

専門家	省エネ最適化診断 (中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業費補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和5年4月18日～		
事業概要	一般財団法人省エネルギーセンターでは、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速する新しいサービスを提供しています。		
支援内容	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家による訪問診断 ・ 診断結果・改善提案をまとめた報告書の説明 ・ 公的補助金等との連携 <p><費用負担></p> <p>省エネ診断にかかった費用の1割</p> 		
お問合せ	一般財団法人省エネルギーセンター		

その他	カーボンニュートラルに関する参考情報	行政機関名	環境省・ 経済産業省
募集期間	通年		
事業概要	カーボンニュートラルに取り組むメリットを知りたい、カーボンニュートラルに関して情報を収集したい、他者の情報を知りたいなどカーボンニュートラルに関する参考情報を以下のサイトで紹介しています。		
支援内容	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中小規模事業者のための脱炭素経営ハンドブック</u> 脱炭素経営のメリットや、モデル事例を紹介 https://www.env.go.jp/earth/SMEs_handbook.pdf  ・ <u>中小企業基盤整備機構カーボンニュートラルチェックシート</u> カーボンニュートラル実現に向けた取組を、ステップ毎に整理 https://j-net21.smrj.go.jp/special/chusho_sdgs/carbonneutral/checksheet.html  ・ <u>グリーン・バリューチェーンプラットフォーム</u> 企業の脱炭素化への取組実行に役立つ情報を発信 https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/  ・ <u>環境省脱炭素ポータル</u> 企業の脱炭素化への取組実行に役立つ情報を発信 https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/private-sector/  		
お問合せ	上記各 URL		

STEP2【測る】自社の排出量等を把握する

専門家	省エネルギー診断 (中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業費補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和6年1月上旬まで		
事業概要	省エネの専門家が、工場・ビル・事務所・店舗・病院・福祉施設・学校・宿泊施設などを訪問して、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけます。コスト削減にもつながる設備の運用改善やコスト削減効果の高い高効率な設備への更新、設備更新に活用できる補助金などを各事業所に合わせてご提案します。		
支援内容	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望にあわせた設備ごとのプランを準備 ・短時間でニーズに応じた診断が可能 ・省エネ取組の提案・説明 <p><費用負担></p> <p>省エネ診断にかかった費用の1割</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		



補助金	IT導入補助金(通常枠(A・B類型))	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和5年3月28日～終了時期未定		
事業概要	排出量の見える化・使用エネルギー量の管理を行う排出量算定ツールやエネルギーマネジメントシステムの導入などITツールを導入することで中小企業等の生産性向上に資する取組に係る費用の一部を補助しています。		
支援内容	<p><補助対象者></p> <p>中小企業・小規模事業者</p> <p><補助率></p> <p>1/2</p> <p><補助上限額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・A類型：150万円 ・B類型：450万円 <p><補助対象経費></p> <p>ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料 最大2年分)、導入関連費</p> <p><補助要件></p> <p>補助事業を実施することによる労働生産性の伸び率の向上について、1年後の伸び率が3%以上、3年後の伸び率が9%以上及びこれらと同等以上の、数値目標を作成すること</p>		
お問合せ	一般社団法人 サービスデザイン推進協議会		



STEP2【測る】自社の排出量等を把握する

補助金	GHG 排出量算定サービス導入補助金制度	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和5年4月19日～令和5年12月22日（必着）		
事業概要	公益財団法人ひょうご環境創造協会では、中小事業者の脱炭素化の取組を推進するため、温室効果ガス（GHG）のサプライチェーン排出量の把握並びに削減に資する排出量算定サービスを導入する中小事業者に対し、その費用の一部を補助しています。		
支援内容	 <p> <補助対象者> 兵庫県内において、前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 未満の事業所のみを設置し、又は管理する事業者 <補助対象サービス> 事業者の温室効果ガス排出量の把握並びに削減に資するシステム※1 （サプライチェーン排出量（スコープ3を含む）※2を算定できるプランが対象※3） ※1 令和5年4月1日以降に契約し、その日から起算して30日以内に申請したものに限り ※2 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量 ※3 サプライチェーン排出量の算定状況については実績報告書に記載 <補助対象経費> ・システムの月額使用料（年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額） ※ 利用開始日の属する月から令和6年3月までの期間 ※ 契約日から3か月以上継続した月額使用料に限る（初期導入費用は除く） ※ 令和6年3月18日までに支払いが完了した使用料が対象 ※ 消費税及び地方消費税の額は除く <補助金額> 補助対象経費の1/2（上限1万円/月） </p>		
お問合せ	公益財団法人ひょうご環境創造協会 温暖化対策第2課（兵庫県環境部環境政策課内） 電話：078-362-3284		

補助金	脱炭素化設備等導入促進支援事業	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和5年6月1日～		
事業概要	脱炭素社会の実現に向け、市内中小企業者の太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた再生可能エネルギー設備の導入や、高機能・高効率な空調設備等の省エネルギー設備の導入を支援することで、CO ₂ 排出量の削減とともにBCP（事業継続計画）対策の強化や職場改善なども併せて支援します。		
支援内容	 <p> <補助対象者> 市内中小企業者等 <補助率・補助金額> (1)省エネ最適化診断の受診費用全額：9,500円～21,000円※1 (2)省エネルギー設備の導入費用：補助率2/3（上限100万円）※2 (3)再生可能エネルギー設備の導入費用：太陽光発電2万5千円/kWh、蓄電池5万円/kWh（上限200万円） ※1 診断費用のうち、消費税及び地方消費税は申請者負担となります。 ※2 省エネ最適化診断の結果に基づく設備導入に限ります。 </p>		
お問合せ	公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課 電話：06-6488-9565		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備を導入したい

補助金	SHIFT 事業 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和5年度：(1)令和5年5月15日～令和5年7月14日 12時(必着) (2)令和5年5月15日～令和5年6月15日 12時(必着) (3)公募開始前		
事業概要	2030年度温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大します。		
支援内容	 <p> <補助対象者> 民間事業者・団体 <補助対象事業> (1)CO₂削減計画策定支援 中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援 (2)省CO₂型設備更新支援 A 標準事業：工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム単位で30%以上削減するCO₂削減計画に基づく設備更新を補助 B 大規模電化・燃料転換事業：主要なシステム単位でi) ii) iii) の全てを満たすCO₂削減計画に基づく設備更新を補助 i) 電化・燃料転換 ii) CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減 iii) CO₂排出量を30%以上削減 C 中小企業事業：中小企業等によるCO₂削減計画に基づく設備更新に対し、以下のi) ii)のうちいずれか低い額を補助 i) 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂(円) ii) 補助対象経費の1/2(円) (3)企業間連携先進モデル支援 未確定 <補助率等> (1)3/4、補助上限:100万円(リアルタイムでCO₂排出量が確認できるDX型計画の場合は補助上限200万円) (2)A:1/3、補助上限:1億円 B:1/3、補助上限:5億円 C:補助上限:0.5億円 (3)未確定 </p>		
お問合せ	(1)、(2)A、B 一般社団法人温室効果ガス審査協会 (2)C 一般財団法人環境イノベーション情報機構 (3) 一般財団法人日本海事協会		

補助金	ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和5年5月12日～令和5年7月28日(15次公募)		
事業概要	革新的製品・サービスの開発又は生産プロセス等の改善に必要な設備投資を支援します。		
支援内容	 <p> <申請類型> (1)通常枠 (2)回復型賃上げ・雇用拡大枠 (3)デジタル枠 (4)グリーン枠 (5)グローバル市場開拓枠 <補助率> (1)：1/2又は2/3 (2)(3)(4)：2/3 (5)1/2又は2/3 <補助上限額> (1)(2)(3)：750～1,250万円 (4)：750～4,000万円 (5)：3,000万円 ※(2)以外において、大幅な賃上げに取り組む事業者に補助上限を最大1,000万円上乘せ </p>		
お問合せ	全国中小企業団体中央会 ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備を導入したい

補助金	省エネ補助金 (省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金、省エネルギー投資促進支援事業費補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和5年5月25日～令和5年6月30日(2次公募)		
事業概要	工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ設備・機器の導入に係る費用の一部を補助します。		
支援内容 A, B, D 事業	<p><補助対象者> 全業種の法人及び個人事業主</p> <p><補助事業及び補助率等></p> <p>A 先進事業 要件を満たす先進設備・システムへ更新等する事業 中小企業：2/3、大企業：1/2 上限額：15億円(非化石転換設備の場合は20億円)</p> <p>B オーダーメイド事業 機械設計等が伴う設備へ更新等する事業 中小企業：1/2、大企業：1/3 ※投資回収年数7年未満の事業は、中小企業：1/3、大企業：1/4 上限額：15億円(非化石転換設備の場合は20億円)</p> <p>C 指定設備導入事業 要件を満たす指定設備へ更新する事業 中小企業、大企業：1/3、上限額：1億円</p> <p>D エネルギー需要最適化対策事業 エネマネ事業者と契約し、EMSを用いて省エネ化を図る事業 中小企業：1/2、大企業：1/3、上限額：1億円</p>		
お問い合わせ	<p>一般社団法人環境共創イニシアチブ</p> <p>A 先進事業 電話：03-5565-3840 C 指定設備導入事業 電話：0570-008-726(ナビダイヤル)</p> <p>B オーダーメイド事業/ D エネルギー需要最適化対策事業 電話：03-5565-4463</p>		

補助金	事業再構築補助金(グリーン成長枠) (中小企業等事業再構築促進事業)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和5年3月30日～令和5年6月30日 午後6時(必着)(第10回)		
事業概要	長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、中小企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援します。		
支援内容	<p><補助対象事業> 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援</p> <p><補助率※> ・中小企業：1/2 ・中堅企業：1/3 ※補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ</p> <p><補助上限額></p> <p>(1) エントリー ・中小企業：4,000万円、6,000万円、8,000万円 ・中堅企業：1億円</p> <p>(2) スタンダード ・中小企業：1億円 ・中堅企業：1.5億円</p>		
お問い合わせ	<p>中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構 事業再構築補助金事務局 制度全般について 電話：0570-012-088(ナビダイヤル) 電子操作について 電話：050-8881-6942</p>		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備を導入したい

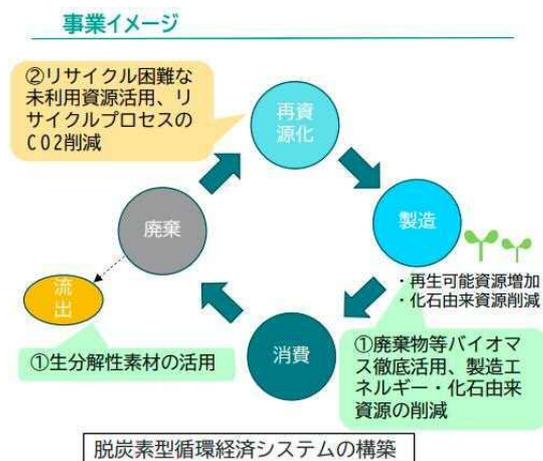
補助金	AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金	行政機関名	経済産業省
募集期間	公募開始前		
事業概要	運輸部門の効果的な省エネ対策の普及を図ることを目的に、物流全体の効率化を図る実証事業や、運輸部門におけるエネルギー消費の約3割を占めるトラック輸送をはじめとした貨物輸送等の省エネ化のための実証事業に係る費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間企業等</p> <p><補助対象事業></p> <p>(1) <u>新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業</u> 発荷主・輸送事業者・着荷主等が連携計画を策定し、物流システムの標準化・共通化、AIやIoT等の新技術の導入により、サプライチェーン全体の効率化を図ることを支援する事業</p> <p>(2) <u>トラック輸送の省エネ化推進事業</u> 車両動態管理システムや予約受付システム等のAI・IoTツールを活用したトラック事業者と荷主等の連携による省エネ効果の実証を支援する事業</p> <p>(3) <u>ビッグデータを活用した使用過程車の省エネ性能維持推進事業</u> 使用過程車の省エネ性能を適切に維持するため、自動車の不具合等の発生傾向をあらかじめ把握できる環境整備の推進を支援する事業</p> <p><補助率> (1) 1/2 (2) 定額、1/2 (3) 1/3</p>		
お問合せ	(1) 株式会社N×総合研究所 (2)、(3) パシフィックコンサルタンツ株式会社・パシフィックリプロサービス株式会社		

補助金	コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和5年5月11日～令和5年6月12日17時(必着)		
事業概要	国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者・団体、地方公共団体等</p> <p><補助率> 原則 1/3 ただし、「先進的な中小企業」に合致し、かつ審査時の得点順上位10%以内の事業者は1/2</p> <p><その他> ※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。 ※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外。</p> <div style="text-align: right;">  </div>		
お問合せ	一般財団法人日本冷媒・環境保全機構 事業支援センター 電話：03-5733-4964		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備を導入したい

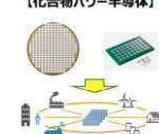
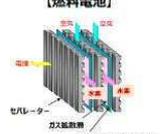
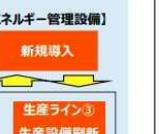
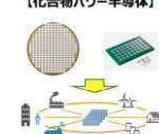
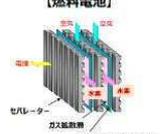
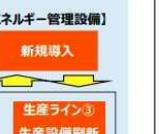
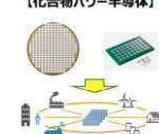
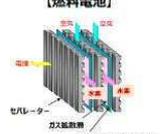
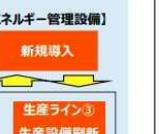
補助金	浄化槽システムの脱炭素化推進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和5年4月21日～令和5年11月30日17時(必着)		
事業概要	浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入に係る費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者・団体、地方公共団体等</p> <p><補助対象事業></p> <p>(1)既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修 最新型の高効率機器(高効率ブロワ等)への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置と改修によって当該機器のCO₂排出量を20%以上削減することが要件。 (3)の再エネ設備導入によるCO₂排出量の削減を含む)</p> <p>(2)既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換 最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換、交換によって既設浄化槽のCO₂排出量を46%以上削減することが要件。(3)の再エネ設備導入によるCO₂排出量の削減を含む) ※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択</p> <p>(3)中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入 上記(1)又は(2)と併せて行う再エネ設備(太陽光発電・蓄電池等)の導入を支援する。</p> <p><補助率> 1/2</p>		
お問合せ	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 連合会及び都道府県ごとの受付団体に係る連絡先は、公募要領に記載		

補助金	脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和5年4月21日～令和5年5月22日17時(必着)		
事業概要	脱炭素型資源循環システムの構築を図ることを目的に、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO ₂ の削減・社会実装化を支援します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者・団体、大学、研究機関等</p> <p><補助対象事業></p> <p>(1)化石由来資源からバイオプラスチックへの転換・社会実装化実証事業 従来、化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源(バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等)に転換するための省CO₂型生産インフラの技術実証を強力に支援する事業</p> <p>(2)サイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO₂化実証事業 複合素材プラスチック、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO₂化を強力に支援する事業</p> <p><補助率> 1/3、1/2</p>		
お問合せ	一般社団法人日本有機資源協会 電話：03-3297-5618		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備を導入したい

補助金	脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業	行政機関名	環境省																
募集期間	令和 5 年 4 月 10 日～令和 5 年 4 月 28 日 17 時(必着)																		
事業概要	中小企業等がリースで脱炭素機器を導入する場合、次の(1)リース会社が ESG を考慮した取組を実施している場合、(2)サプライチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合、脱炭素機器の種類に応じて総リース料の一定割合を補助します。																		
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者・団体</p> <p><補助対象事業></p> <p>(1)リース会社が ESG を考慮した取組を実施している場合</p> <p>①ESG 関連の専門部署設置や専任者等を配置し、組織的な体制を構築している。等</p> <p>②ESG について、目標・方針設定、戦略策定等を行い、公表している。等</p> <p>(2)サプライチェーン上の脱炭素化に資する取組を実施している場合</p> <p>①サプライチェーン全体として、トップティア等からの要請、支援を受け、サプライチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。等</p> <p>②サプライチェーン全体として、パリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しておりサプライチェーン内の中小企業がその達成に向けて取り組んでいる。等</p> <p><補助率等> 右表の通り</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1)リース会社の ESG の取組</th> <th colspan="2">(2)サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組</th> </tr> <tr> <th>○</th> <th>◎</th> <th>○</th> <th>◎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>②特に優良な取組</td> <td>①</td> <td>②特に優良な取組</td> </tr> <tr> <td>総リース料の 1～4%</td> <td>①の率に対して +1%</td> <td>総リース料の 1～4%</td> <td>①の率に対して +1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※(1)と(2)の両方が「◎」に該当する場合、極めて先進的な取組として、「○」の補助率に2%を上乗せする。</p>			(1)リース会社の ESG の取組		(2)サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組		○	◎	○	◎	①	②特に優良な取組	①	②特に優良な取組	総リース料の 1～4%	①の率に対して +1%	総リース料の 1～4%	①の率に対して +1%
(1)リース会社の ESG の取組		(2)サプライチェーン上の中小企業の脱炭素化に資する取組																	
○	◎	○	◎																
①	②特に優良な取組	①	②特に優良な取組																
総リース料の 1～4%	①の率に対して +1%	総リース料の 1～4%	①の率に対して +1%																
お問合せ	一般社団法人環境金融支援機構 電話：03-6261-1530																		

減税	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	行政機関名	経済産業省				
募集期間	～令和 6 年 3 月 31 日						
事業概要	2050 年カーボンニュートラルの実現のため、産業競争力強化法の計画認定制度に基づき、①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備、②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除又は 50%の特別償却を新たに措置※します。						
支援内容	<p><対象者> 民間事業者 ※措置対象となる投資額は、500 億円まで。控除税額は、DX 投資促進税制と合計で法人税額の 20%まで。</p> <p style="font-size: x-small;">※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。 【適用期限：令和5年度末まで】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入</th> <th style="width: 50%;">②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>○エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。</p> <p><措置内容> 税額控除10%又は特別償却50%</p> <p><製品イメージ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【化合物パワー半導体】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【燃料電池】</p>  </div> </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>○事業所等の炭素生産性（付加価値額/エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※） ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要 ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。</p> <p><炭素生産性の相当程度の向上と措置内容> 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%。</p> <p><計画イメージ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【外部電力からの調達】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【エネルギー管理設備】</p>  </div> </div> <p style="font-size: x-small;">一部再生エネへ切换 【生産ライン】 生産ライン① 生産設備 生産ライン② 生産設備 生産ライン③ 生産設備刷新</p> </td> </tr> </tbody> </table>			①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入	<p>○エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。</p> <p><措置内容> 税額控除10%又は特別償却50%</p> <p><製品イメージ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【化合物パワー半導体】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【燃料電池】</p>  </div> </div>	<p>○事業所等の炭素生産性（付加価値額/エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※） ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要 ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。</p> <p><炭素生産性の相当程度の向上と措置内容> 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%。</p> <p><計画イメージ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【外部電力からの調達】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【エネルギー管理設備】</p>  </div> </div> <p style="font-size: x-small;">一部再生エネへ切换 【生産ライン】 生産ライン① 生産設備 生産ライン② 生産設備 生産ライン③ 生産設備刷新</p>
①大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備導入	②生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入						
<p>○エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 ※対象設備は、機械装置。</p> <p><措置内容> 税額控除10%又は特別償却50%</p> <p><製品イメージ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【化合物パワー半導体】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【燃料電池】</p>  </div> </div>	<p>○事業所等の炭素生産性（付加価値額/エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要な設備（※） ※導入により事業所の炭素生産性が1%以上向上することが必要 ※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物。</p> <p><炭素生産性の相当程度の向上と措置内容> 3年以内に10%以上向上：税額控除10%又は特別償却50% 3年以内に7%以上向上：税額控除5%又は特別償却50%。</p> <p><計画イメージ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【外部電力からの調達】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【エネルギー管理設備】</p>  </div> </div> <p style="font-size: x-small;">一部再生エネへ切换 【生産ライン】 生産ライン① 生産設備 生産ライン② 生産設備 生産ライン③ 生産設備刷新</p>						
お問合せ	近畿経済産業局資源エネルギー環境部 カーボンニュートラル推進室 電話：06-6966-6055						

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備を導入したい

減税	中小企業経営強化税制(A 類型)	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和7年3月31日(令和6年度末)		
事業概要	青色申告書を提出する①中小企業者等が、②指定期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、③一定の設備を新規取得等して、④指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%(資本金3000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。		
支援内容	<p><補助対象者> 青色申告書を提出する中小企業者等(資本金又は出資金の額が1億円以下の法人など)</p> <p><要件></p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備 生産等設備を構成するものであること(事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。) 国内への投資であること 中古資産・貸付資産でないこと等 <p><対象設備> 凡例：対象設備(最低価額/販売開始時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機械装置(160万円以上/10年以内) 測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内) 器具備品(30万円以上/6年以内) 建物附属設備(60万円以上/14年以内) ソフトウェア(設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの(70万円以上/5年以内)) 		
お問合せ	中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821		

減税	中小企業投資促進税制	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和7年3月31日(令和6年度末)		
事業概要	青色申告書を提出する「中小企業者等」が、一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)することができます。		
支援内容	<p><適用対象者> 中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) 従業員数1,000人以下の個人事業主</p> <p><対象設備></p> <ul style="list-style-type: none"> 機械装置(160万円以上/台) 測定工具及び検査工具(120万円以上/台、30万円以上/台かつ複数合計120万円以上) ソフトウェア(一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上) <p>※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) 内航船舶(取得価格の75%が対象) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外 		
お問合せ	中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備を導入したい

利子補給	省エネルギー設備投資に係る利子補給金 (省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和5年5月26日から6月23日17時(必着)		
事業概要	新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、指定金融機関(民間金融機関等)から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。		
支援内容	<p><対象者> 民間団体等</p> <p><利子補給率> 1.0%以内</p> <p><利子補給期間> 最長10年間</p> <div style="text-align: center;"> <p>事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 利子補給金担当 電話：03-5565-4460		

利子補給	地域脱炭素融資促進利子補給事業 (環境金融の拡大に向けた利子補給事業)	行政機関名	環境省								
募集期間	令和5年5月1日~12月27日12時(必着)										
事業概要	投融资を通じた地域の脱炭素化に積極的に取り組む地域金融機関※を対象に、地球温暖化対策のための設備投資に対する融資について、年利1.0%を限度に利子補給を行う。※TCFDが開示を推奨する項目に沿った情報を開示する地方銀行及び“E”に着目したESG融資に関する数値目標を設定する信用金庫又は信用組合										
支援内容	<p><対象者> 金融機関</p> <p><利子補給率> 最大1.0%</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>融資利率の範囲</th> <th>利子補給利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.3% ≧ 融資利率</td> <td>利子補給利率 = 1.0%</td> </tr> <tr> <td>0.3% ≧ 融資利率 < 1.3%</td> <td>利子補給利率 = 融資利率 - 0.3%</td> </tr> <tr> <td>融資利率 < 0.3%</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;"> <p>事業イメージ</p> </div>			融資利率の範囲	利子補給利率	1.3% ≧ 融資利率	利子補給利率 = 1.0%	0.3% ≧ 融資利率 < 1.3%	利子補給利率 = 融資利率 - 0.3%	融資利率 < 0.3%	対象外
融資利率の範囲	利子補給利率										
1.3% ≧ 融資利率	利子補給利率 = 1.0%										
0.3% ≧ 融資利率 < 1.3%	利子補給利率 = 融資利率 - 0.3%										
融資利率 < 0.3%	対象外										
お問合せ	一般社団法人環境パートナーシップ会議 地域脱炭素融資促進利子補給事業事務局 電話：03-5468-6753										

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備を導入したい

融資	日本政策金融公庫による環境・エネルギー対策資金（GX 関連）	行政機関名	—
募集期間	通年		
事業概要	日本政策金融公庫では、温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーション（GX）に取り組むために必要な資金を融資します。		
支援内容	<p>＜貸付対象者＞ 温室効果ガス排出量を算定し、GX に取り組む方</p> <p>＜貸付対象資金＞ GX推進計画を実施するために必要な設備資金（更新・増強を含む。）および運転資金（温室効果ガス排出量の継続把握、第三者検証費用等を含む。）</p> <p>＜融資限度額＞ ・ 中小企業事業：7億2千万円（直接貸付）、1億2千万円（代理貸付） ・ 国民生活事業：7,200万円（うち、運転資金4,800万円）</p> <p>＜融資要件＞ 温室効果ガス排出量を算定し、GXに取り組む方であって、次の(1)または(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) GXにかかる取組を開始した日の属する事業年度（設備投資を実施する場合にあっては設備の導入完了した日の属する事業年度）の翌事業年度から原則として5事業年度以内を 目的に、炭素生産性の伸び率について年率平均1%以上が見込まれる取組を図る取組 (2) 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における重要分野の課題解決に資する取組を図る取組</p>		
お問合せ	株式会社日本政策金融公庫		

補助金	中小事業者省エネ設備等導入支援事業補助金	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和5年4月18日～令和5年12月22日(必着)		
事業概要	公益財団法人ひょうご環境創造協会では、中小事業者の省エネルギー対策を推進するため、効果的な省エネルギー設備等を導入する中小事業者(エコアクション21等の認証・登録事業者等)に対し、その費用の一部を補助しています。		
支援内容	<p>＜補助対象者＞ 兵庫県内に事業所を有し、かつ次の①～④に掲げる要件をすべて満たす者 ① 中小企業基本法第2条第1項で規定される中小企業 ただし、資本金または出資金5億円以上の法人が直接または間接に100%の株式を保有する企業を除く。 ② 年間エネルギー使用量（原油換算）が原則として1,500kℓ未満の工場・ビル等において省エネ対策を行う者 ③ エコアクション21またはISO14001の認証・登録事業者または登録手続き中の事業者 ④ 一般財団法人省エネルギーセンターの省エネ最適化診断（有料：令和2年度までは無料エネルギー診断）を当該年度または過去3年以内に受けていること</p> <p>＜補助対象事業＞ ・ 省エネ設備への更新・改修：省エネ最適化診断で効果があると提案された設備の更新・改修 ・ 建物の省エネ改修：省エネ最適化診断で効果があると提案された二重窓や高断熱サッシへの改修 ・ 再生可能エネルギー設備の設置：省エネルギー化を主目的とした10kW以上50kW未満の太陽光発電設備（全量売電を除く）、バイオマス熱供給設備（例：温水ボイラー）等の設置</p> <p>＜補助率等＞ 補助対象経費（設備費と直接工事費）の1/3（上限100万円）</p>		
お問合せ	公益財団法人ひょうご環境創造協会 温暖化対策第1課 再生可能エネルギー相談支援センター 電話：078-735-7744		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(1)省エネ設備を導入したい

融資	兵庫県地球環境保全資金融資制度	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日		
事業概要	兵庫県では、地球温暖化対策及び公害防止のための設備を設置するために必要な資金、工場等の緑化を行うために必要な資金を長期かつ低利に融資しています。		
支援内容	<p>＜対象者＞ 県内に工場等を有し、事業を営む中小企業者</p> <p>＜資金用途＞ ①地球温暖化対策 ②環境保全 ③公害防止 ④緑化</p> <p>＜融資限度額＞ 1億円（1企業・組合）</p> <p>＜融資期間＞ 1年以上10年以内</p> <p>＜融資利率＞ 年0.7%</p> <p>＜返済方法＞ 15年以内（2年以内据置可）・元金均等月賦返済 ※信用保証：原則として兵庫県信用保証協会の保証が必要です。保証料は申込者負担となります。</p>		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3339		

その他	設備貸与制度	行政機関名	兵庫県																										
募集期間	通年																												
事業概要	公益財団法人ひょうご産業活性化センターでは、創業及び経営の革新・経営基盤の強化を図ろうとする中小企業の方に代わって、導入したい設備を機械販売業者から当センターが購入し、長期かつ固定損料(金利)で貸与しています。																												
支援内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割賦制度</th> <th>リース制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業</td> <td colspan="2"> ・兵庫県内に事業所・工場等がある小規模企業者(個人含む) ・従業員数 ①製造業・その他業種 20人以下(役員・パート・アルバイト除く)※1~3 ②卸売業・サービス業・小売業 5人以下(役員・パート・アルバイト除く)※1~3 ★下記1~3の条件を満たせば50名まで可 ※1銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。 ※2直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ※3大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。 </td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td colspan="2">兵庫県内に設置する新品または中古の設備であり、申込年度内に設置が完了するもの(車両・建機等は割賦制度のみ。中古設備は条件あり)</td> </tr> <tr> <td>貸与限度額</td> <td colspan="2">100万円以上1億円以下(税込)</td> </tr> <tr> <td>割賦・リース期間</td> <td>3年以上10年以下 (中古設備は残存耐用年数以下)</td> <td>3年以上10年以下</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>元金均等月賦償還または 半年賦償還(半年または1年の据置)</td> <td>月払い(前払いリース料不要)</td> </tr> <tr> <td>保証金</td> <td>原則不要 (半年または1年の据置の場合は保証金10%が必要)</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人担保</td> <td colspan="2">原則不要(法人の場合は代表者の個人保証が必要) ただし、「経営者保証に関するガイドライン」に即し判断します。 また、審査等により担保等が必要となる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>損害保険の付保</td> <td>割賦設備にかかる損害保険に加入いただくことが条件となります。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	割賦制度	リース制度	対象事業	・兵庫県内に事業所・工場等がある小規模企業者(個人含む) ・従業員数 ①製造業・その他業種 20人以下(役員・パート・アルバイト除く)※1~3 ②卸売業・サービス業・小売業 5人以下(役員・パート・アルバイト除く)※1~3 ★下記1~3の条件を満たせば50名まで可 ※1銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。 ※2直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ※3大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。		対象設備	兵庫県内に設置する新品または中古の設備であり、申込年度内に設置が完了するもの(車両・建機等は割賦制度のみ。中古設備は条件あり)		貸与限度額	100万円以上1億円以下(税込)		割賦・リース期間	3年以上10年以下 (中古設備は残存耐用年数以下)	3年以上10年以下	償還方法	元金均等月賦償還または 半年賦償還(半年または1年の据置)	月払い(前払いリース料不要)	保証金	原則不要 (半年または1年の据置の場合は保証金10%が必要)	不要	連帯保証人担保	原則不要(法人の場合は代表者の個人保証が必要) ただし、「経営者保証に関するガイドライン」に即し判断します。 また、審査等により担保等が必要となる場合があります。		損害保険の付保	割賦設備にかかる損害保険に加入いただくことが条件となります。	—	<p>① 申込み ② 設備設置 ③ 返済 ④ 設備代金の支払い ⑤ 売買契約</p>
区分	割賦制度	リース制度																											
対象事業	・兵庫県内に事業所・工場等がある小規模企業者(個人含む) ・従業員数 ①製造業・その他業種 20人以下(役員・パート・アルバイト除く)※1~3 ②卸売業・サービス業・小売業 5人以下(役員・パート・アルバイト除く)※1~3 ★下記1~3の条件を満たせば50名まで可 ※1銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。 ※2直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ※3大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。																												
対象設備	兵庫県内に設置する新品または中古の設備であり、申込年度内に設置が完了するもの(車両・建機等は割賦制度のみ。中古設備は条件あり)																												
貸与限度額	100万円以上1億円以下(税込)																												
割賦・リース期間	3年以上10年以下 (中古設備は残存耐用年数以下)	3年以上10年以下																											
償還方法	元金均等月賦償還または 半年賦償還(半年または1年の据置)	月払い(前払いリース料不要)																											
保証金	原則不要 (半年または1年の据置の場合は保証金10%が必要)	不要																											
連帯保証人担保	原則不要(法人の場合は代表者の個人保証が必要) ただし、「経営者保証に関するガイドライン」に即し判断します。 また、審査等により担保等が必要となる場合があります。																												
損害保険の付保	割賦設備にかかる損害保険に加入いただくことが条件となります。	—																											
お問合せ	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 設備投資支援室 設備投資課 電話：078-977-9086/078-977-9122																												

＜その他＞
・長期固定損料(金利)については、金利情勢によって変更する場合があります。担当部署にお問合わせください。

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

補助金	太陽光発電導入補助金 (再生可能エネルギー電源併設型蓄電池導入支援事業費補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和4年度補正:令和5年4月10日～令和5年6月2日 令和5年度:公募開始前		
事業概要	再生可能エネルギー設備への蓄電池の併設を支援することで、再生可能エネルギーの導入の加速化及び最大限の活用を促し、エネルギー危機に強い経済構造への転換を図ることを目的とし、再生可能エネルギー発電設備に併設する蓄電池の導入に要する費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間企業等</p> <p><補助率> 蓄電池設備:1/4 ただし、発電した電気を地域新電力に供給する場合は1/3</p> <p><主な事業要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・再エネ特措法に基づき、令和5年4月10日以降にFIP認定を受けること ・申請時点において、一般送配電事業者から系統連系申込の回答を得ていること ・導入する蓄電池の単価が19万円/kWh以下であること ・電力需給ひっ迫時に、可能な限り導入する蓄電池を利用した電力供給を行うこと 		
お問い合わせ	一般社団法人太陽光発電協会 電話:03-6628-7595		

補助金	電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム 導入支援事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和5年12月22日 正午(必着)		
事業概要	電力需給ひっ迫等にディマンドレスポンスに活用可能なリソースとして、家庭・業務産業用蓄電システムいずれかの設備を新規で導入する事業に要する費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間企業等</p> <p><補助対象設備></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)家庭用蓄電システム (2)業務産業用蓄電システム <p><補助対象経費></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)(2)とも設備費・工事費 <p><補助率等></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)家庭用蓄電システム:1/3(上限60万円/台) (2)業務産業用蓄電システム:1/3(上限1億円/申請) <p><その他> 補助対象設備の導入を検討する事業者の交付申請は一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録された蓄電池アグリゲーターが申請手続きを代行します。</p>		
お問い合わせ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 電話:03-6281-5085		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

補助金	電力需給ひっ迫等に対応するデマンドリスポンスの拡大に向けた IoT 化推進事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	～令和 5 年 12 月 22 日 正午(必着)		
事業概要	電力需給ひっ迫時等にデマンドリスポンス (DR) のリソースとして活用可能な既存の設備を IoT 化するための設備を新規で導入し、需要家と DR アグリゲーターの間で DR 契約を締結し、IoT 化したリソースを DR に活用する事業を支援します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間企業等</p> <p><補助対象設備> 高圧以上の需要家側に設置されている既存のリソースを DR 対応可能とするための通信設備、センサー、EMS 等の IoT 化関連機器</p> <p>※再生可能エネルギー導入拡大に資する分散型エネルギーリソース導入支援事業費補助金(電力需給ひっ迫等に活用可能な家庭・業務産業用蓄電システム導入支援事業)の業務産業用蓄電システムと同時に申請を行う場合のみ、設置予定の業務産業用蓄電システムを IoT 化する設備も補助対象とする。</p> <p><補助対象経費> 設備費、工事費、設計費</p> <p><補助率等> 1/2(上限 500 万円/申請)</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ 電話：03-6281-5085		

補助金	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業	行政機関名	環境省															
募集期間	令和 4 年度補正:令和年 5 月 15 日～令和 5 年 6 月 30 日正午まで(2 次公募) 令和 5 年度:公募開始前																	
事業概要	業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池(車載型蓄電池を含む)の導入費用の一部を補助します。																	
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者・団体等</p> <p><補助率等> ・太陽光発電設備:定額 ・蓄電池:定額(上限:補助対象経費の 1/3)</p> <p><補助条件> ・蓄電池(V2H 充放電設備含む)導入は必須 ・太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る(戸建住宅は除く) ・新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。 ・EV 等(外部給電可能なものに限る)を V2H 充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の 1/2×4 万円/kWh 補助(上限あり)</p> <div style="text-align: center;"> <p>事業イメージ</p> <p>オンサイト PPA による自家消費型太陽光発電・蓄電池導入</p> <p>需要家(民間企業等) ← 電気利用料 → 発電事業者</p> <p>太陽光発電設備の補助額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>業務用施設</th> <th>産業用施設</th> <th>集合住宅</th> <th>戸建住宅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PPA リース</td> <td></td> <td>5 万円/kW</td> <td></td> <td>7 万円/kW</td> </tr> <tr> <td>購入</td> <td></td> <td>4 万円/kW</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> </div>				業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅	PPA リース		5 万円/kW		7 万円/kW	購入		4 万円/kW		—
	業務用施設	産業用施設	集合住宅	戸建住宅														
PPA リース		5 万円/kW		7 万円/kW														
購入		4 万円/kW		—														
お問合せ	一般財団法人環境イノベーション情報機構																	

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

補助金	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和4年度補正：事業により異なりますのでHPをご確認ください。 令和5年度：公募開始前		
事業概要	地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進し、加えて、再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入・価格低減を促進します。		
支援内容	<p><補助対象事業> コスト要件を満たす以下の事業※(3)、(5)を除く (1)建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (2)地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 (3)オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 (4)再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業 (5)新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業</p> <p><補助対象者> 民間事業者・団体等</p> <p><補助率> (1)1/3 (2)1/2 (3)1/2 (4)計画策定：3/4(上限1,000万円)、設備等導入：2/3、1/2</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※コスト要件 (1)(2)(4)(発電)：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。 (4)(熱利用)：当該設備のCO₂削減コストが従来設備のCO₂削減コスト(※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく)より一定以上低いものに限る。</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人環境技術普及促進協会		

補助金	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和4年度補正2次公募：(1)(2)令和5年5月25日～令和5年6月22日 正午(必着) (3)令和5年4月25日～令和5年6月1日 17時(必着) 令和5年度予算：公募開始前		
事業概要	オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギーマネジメントや省CO ₂ 化が図れる需要側設備導入費用の一部、また、出力抑制の制御をオフライン制御からオンライン制御に転換するための設備等導入費用の一部やスマート街路灯やソーラー街路灯について、計画策定や設備等導入費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者・団体等</p> <p><補助対象事業> (1)オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業 (2)再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業 (3)屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業</p> <p><補助率> (1)1/2 (2)1/3 (3)3/4、1/3、1/4</p>		
お問合せ	(1)(2) 一般社団法人環境技術普及促進協会 (3) 一般社団法人地域循環共生社会連携協会		

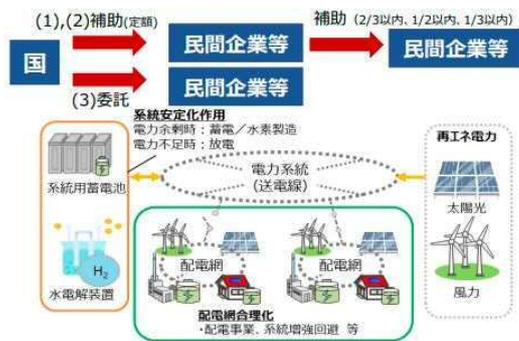
STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

補助金	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 平時の省CO ₂ と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和4年度補正：(1) 令和5年5月18日～令和5年6月20日 正午(必着)(2次公募) (2) 令和5年4月28日～令和5年6月14日 正午(必着)(1次公募) 令和5年度：公募開始前		
事業概要	民間企業等による直流給電システムを活用した平時の省CO ₂ と災害時避難施設を両立する建物間での電力融通モデル創出を支援し、また、民間企業等によるTPOモデル(第三者保有モデル)を活用した平時の省CO ₂ と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出を支援します。		
支援内容	<p>(1) 直流による建物間融通モデル創出事業 民間企業等が、直流給電システムという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO₂と災害時の避難施設を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う事業。</p> <p>(2) TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業 民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO₂と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う事業。 地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。</p> <p><補助対象者> 民間事業者・団体等</p> <p><補助率等> (1) 計画策定：3/4(上限1,000万円)、設備等導入：1/2) (2) 計画策定：3/4(上限1,000万円)、設備等導入：1/2、2/3)</p>		
お問合せ	一般社団法人環境技術普及促進協会		

補助金	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち、 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和5年5月8日～令和5年10月27日18時まで		
事業概要	防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行います。また、これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行います。		
支援内容	<p><補助対象事業></p> <p>(1) 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行う事業。</p> <p>(2) 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業 これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行う事業。</p> <p><補助対象者> 地方公共団体、民間事業者・団体等</p> <p><補助率> 1/2、2/3</p>		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

補助金	系統用蓄電池等の導入及び配電網合理化等を通じた再生可能エネルギー導入加速化事業	行政機関名	経済産業省
募集期間	(1) 令和5年4月25日～令和5年5月23日正午(必着) (2) 令和5年5月24日～令和5年6月14日正午(必着)		
事業概要	再生可能エネルギーの出力変動に対応する系統用蓄電池や水電解装置、配電事業等で活用できる蓄電池等の分散型エネルギーリソース及びエネルギーマネジメントシステムなどの導入支援に加え、再生可能エネルギー接続の律速となる系統増強等の対策に資する検討・実証を支援します。		
支援内容	<p><補助対象事業></p> <p>(1) 系統用蓄電池等導入支援事業 再生可能エネルギー導入の加速化に向け、調整力等として活用可能な系統用蓄電池や水電解装置等設備、配電事業等に利活用できる蓄電池やエネルギーマネジメントシステムなどの導入に係る費用の一部を補助する事業。</p> <p>(2) 系統用蓄電池等実証支援事業 配電事業へ参入検討を行う事業者に対し必要な検討に係る費用の一部を補助、また、再生可能エネルギーをより多く電力系統に接続するにあたり、系統増強等の代わりに大型蓄電池や水電解装置を導入実証に係る費用を補助する事業。</p> <p><補助対象者> 民間企業等</p> <p><補助率> 2/3、1/2、1/3</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		



補助金	脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業(地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業)	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	地方公共団体と民間事業者との共同による、地域の再エネ・蓄電池・自営線等を活用した、地産地消の自立・分散型エネルギーシステム構築に対して、必要な設備等導入の支援を行います。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者・団体、地方公共団体等</p> <p><補助率> 2/3、1/2 ※一部上限あり。</p> <p><その他> EVを購入により導入する場合には、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVを導入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助する。(上限あり)</p>		
お問合せ	一般財団法人地域循環共生社会連携協会		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(2)再生可能エネルギーを導入したい

補助金	中小事業者の脱炭素化促進事業補助金	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和5年4月19日～令和5年6月30日		
事業概要	兵庫県では、兵庫県内の中小事業者の脱炭素化を促進するため、太陽光発電設備等を設置する事業者に対して、その導入に要する経費の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象事業> オンサイトPPA又はリースにより県内の中小事業所へ太陽光発電設備等を設置する事業であり、環境省の実施する「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」の交付決定を受けたもの</p> <p><補助対象者> 太陽光発電設備等の導入を行うPPA事業者又はリース事業者</p> <p><補助額> 国の半額補助、上限500万円(太陽光発電設備250万円、定置用蓄電池250万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備 2.5万円/kW ・太陽光発電設備と合わせて導入する定置用蓄電池 定置用蓄電システムの目標価格に6分の1を乗じて得た額と補助対象経費に6分の1を乗じて得た額のうち少ない方の額 <p><その他> 詳細については、募集要項、補助要項を必ずご確認ください。</p>		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班 電話：078-362-3273		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

補助金	CEV 補助金 (クリーンエネルギー自動車導入促進補助金)	行政機関名	経済産業省
募集期間	初度登録(届出日)により異なります。		
事業概要	導入初期段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、初期需要の創出・量産効果による価格低減の促進を目的に購入費用の一部を補助します。		
支援内容	<p>＜補助対象者＞ 対象車を購入する個人、法人、地方公共団体等</p> <p>＜補助対象車両＞ 一般社団法人次世代自動車振興センターが承認した令和4年11月8日以降に新車新規登録(登録車)又は新車新規検査届出(軽自動車など)された以下の自家用自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車(超小型モビリティ、小型電動モビリティ・二輪車を含む)、 ・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車※・電動二輪・ミニカー <p>※クリーンディーゼル車は、令和5年4月1日以降の新車新規登録(新車新規届出)は対象外。</p> <p>＜補助上限額＞ 車種・型式によって異なります。</p> <p>＜その他＞ 補助金交付申請書の提出期限は、原則として次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両代金の全額の支払いを完了、又は全額支払いの手続きが完了した上で(リース会社が申請する場合はリース契約が完了した上で)、初度登録(届出)の日から1ヶ月以内です。(翌月の前日までの消印有効) ・令和5年4月1日以降の登録の場合、一部車種で補助額が変更となります。 		
お問合せ	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：0570-001-136		

補助金	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	行政機関名	経済産業省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	電気自動車やプラグインハイブリッド自動車の充電設備の購入費及び工事費や、V2H充放電設備の購入費及び工事費、外部給電器の購入費の一部を補助、燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素ステーションの整備費及び運営費の一部を補助します。		
支援内容	<p>＜補助対象事業＞</p> <p>(1) 充電インフラ整備事業等</p> <p>(2) 水素充てんインフラ整備事業</p> <p>＜補助対象者＞ 対象設備を設置する個人、法人、地方公共団体等 (ただし、「充電設備」は複数人が使用可能であることを条件として、個人宅への設置は対象外。)</p> <p>＜補助率＞</p> <p>(1) 定額, 1/2 等 (2) 2/3、1/2</p>		
お問合せ	一般社団法人次世代自動車振興センター		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

補助金	再エネ×電動車の同時導入による 脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	1次公募:令和5年3月24日～令和5年6月30日 17時(必着) 2次公募:令和5年8月1日～令和5年10月31日 17時(必着) 3次公募:令和5年12月1日～令和6年1月31日 17時(必着)		
事業概要	地方公共団体及び民間事業者・団体において使用する公用車/社用車について、①再生可能エネルギー発電設備との同時導入②地域住民等へのシェアリングを要件に、電気自動車導入を支援します。また、電気自動車導入に併せて行う、充放電設備/外部給電器、急速充電器等の導入を支援します。		
支援内容	<p>＜補助対象者＞ 民間事業者・団体、地方公共団体等</p> <p>＜補助対象(車両・機器)＞</p> <p>(1)電気自動車 (2)プラグインハイブリッド自動車 (3)再生可能エネルギー発電設備及びその付帯設備 (4)再生可能エネルギー発電設備設置工事 (5)外部給電器 (6)V2H 充放電設備 (7)V2H 充放電設備設置工事費 (8)充電設備 (9)充電設備設置工事費</p> <p>＜補助率及び補助上限額＞</p> <p>(1)1/3(上限額:1,200千円/台) (2)1/3(上限額:720千円/台) (3)1/2 (4)1/2 (5)1/3(上限額:500千円/台) (6)1/2(上限額:750千円/台) (7)1/2(上限額:950千円/台) (8)1/2(上限額:公募要領参照) (9)1/2(上限額:公募要領参照)</p> <div style="text-align: center;"> <p>事業イメージ</p>  <p>普段は公用車・社用車、遊休時は地域住民の足としてシェアリング</p>  </div>		
お問合せ	一般社団法人地域循環共生社会連携協会		

補助金	商用車の電動化促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現するため、商用車(トラック・タクシー)の電動化に対し補助を行います。		
支援内容	<p>＜補助対象者＞ 民間団体等</p> <p>＜補助対象車両例＞</p> <p>(1)トラック:EVトラック、EVバン、FCVトラック (2)タクシー:EVタクシー、PHEVタクシー、FCVタクシー</p> <p>＜補助率＞</p> <p>(1)トラック:標準的燃費水準車両との差額の2/3等 (2)タクシー:車両本体価格の1/4等</p> <div style="text-align: center;"> <p>事業イメージ</p> <p>【トラック】 補助率:標準的燃費水準車両との差額の2/3、等 (補助対象車両の例)</p>  <p>EVトラック EVバン FCVトラック</p> <p>【タクシー】 補助率:車両本体価格の1/4、等 (補助対象車両の例)</p>  <p>EVタクシー PHEVタクシー FCVタクシー</p> <p>(参考)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>【バス】「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」、「脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業」等にてバスの電動化を支援。</p> </div> </div>		
お問合せ	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話:03-5521-8302		

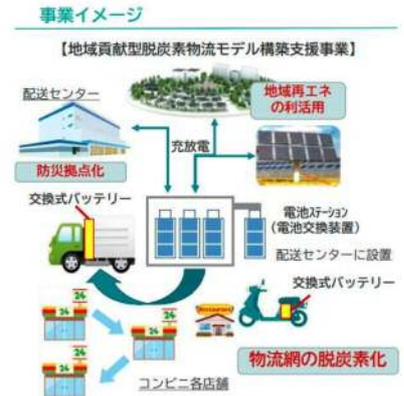
STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

補助金	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業のうち、水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業)	行政機関名	環境省
募集期間	事業により期間が異なりますので、お問合せ HP をご確認ください。		
事業概要	水素社会の実現に向けて産業車両等の燃料電池化を促進し、再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修に係る費用の一部を補助します。		
支援内容	<p>(1)水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業 水素社会実現に向け、燃料電池バス等の導入を支援する事業</p> <p>(2)地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する事業</p> <p><補助対象者> 地方公共団体、民間事業者・団体等</p> <p><補助率></p> <p>(1)①燃料電池バス：1/2(ただし、平成30年度までに導入した実績がある場合：1/3) ②燃料電池フォークリフト：エンジン車両との差額の1/2 (ただし、導入実績がある場合：エンジン車両との差額の1/3)</p> <p>(2)①保守点検支援：2/3 ②設備の高効率化改修支援(再エネ由来の設備改修等)： 政令指定都市以外の市町村、資本金1000万円未満の民間企業：補助率2/3 上記以外の都道府県、政令指定都市、特別区、資本金1000万円以上の民間企業等：補助率1/2</p>		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団		

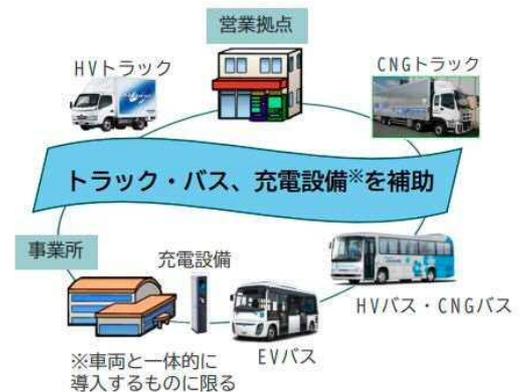
補助金	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 (グリーンスローモビリティ促進事業)	行政機関名	環境省
募集期間	令和5年5月15日～令和5年6月2日 17時		
事業概要	新たな地域モビリティ(グリーンスローモビリティ)の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組み合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者・団体、地方公共団体等</p> <p><補助率等> 1/2</p> <div style="text-align: center;">  <p>グリーンスローモビリティ</p> <p>時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人地域循環共生社会連携協会		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

補助金	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素型物流モデル構築と物流拠点等の防災拠点化の同時実現を図るとともに、地域エネルギーのストレージインフラとしてバッテリーステーションを活用することで、モビリティ×エネルギーのセクターカップリング型ビジネスモデルの構築を目指します。		
支援内容	<p>(1) <u>バッテリー交換式EV×再エネ活用セクターカップリング型ビジネスモデル（マスタープラン策定）検討事業</u> バッテリー交換式EVを活用し、再エネを活用したセクターカップリング型ビジネスモデルの検討(マスタープラン策定)を支援する事業。</p> <p>(2) <u>地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業</u> 荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式EVを導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援する事業。</p> <p><補助対象者> 民間事業者・団体、地方公共団体等 ※(2)地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須</p> <p><補助率> (1)3/4 (2)1/2</p>		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団		



補助金	環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前		
事業概要	普及初期の導入を加速するため、現状で高コストのHVトラック・EV/HVバス及び充電インフラへの補助を行います。また、将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガストラック・バスへの導入支援を実施します。		
支援内容	<p>(1) <u>EVバス、HVトラック・バス導入支援事業</u> EV(電気自動車)バスや、一定の燃費性能を満たすHV(ハイブリッド自動車)トラック・バスの購入に対して、標準的な車両との差額分を支援するとともに、セットで充電インフラ整備※への補助を行う事業。 ※事業者の敷地等に設置された、普通・急速充電設備が対象</p> <p>(2) <u>天然ガストラック・バス導入支援事業</u> 将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス(CNG)トラック・バスに対して、標準的な車両との差額分を支援する。</p> <p><補助対象者> 民間団体等(所有事業者に限る)、地方公共団体</p> <p><補助率> 標準的燃費水準車両との差額の1/2(HV・PHV・CNG車)又は2/3 電気自動車用充電設備の導入費用の1/2</p>		
お問合せ	公益財団法人日本自動車輸送技術協会		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

補助金	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業	行政機関名	環境省																								
募集期間	公募開始前																										
事業概要	2030年目標達成に向け、運輸部門のCO ₂ 排出量の3割を占めるトラックについて、中小トラック運送業者においては、より低炭素なトラックへの買い替えが困難とされることから、一定の燃費性能を満たすディーゼルトラックの導入費用の一部を補助します。																										
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者(中小トラック運送業者に限る)</p> <p><補助額> 標準的燃費水準車両との差額の1/2(買い替え※) 又は1/3(新規購入※) ※大型トラックの+5%燃費改善にあつては、 買い替えを1/3、新規購入を1/4とする。 ※2025年燃費基準達成車には+5万円とする。</p> <p><補助要件> ・小型・中型のディーゼル：燃費基準+10%以上 ・大型のディーゼル：燃費基準+5%以上</p>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">現行燃費基準</th> </tr> <tr> <th>達成</th> <th>+5%</th> <th>+10%</th> <th>+15%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>中型</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>大型</td> <td>×</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>+事業所全体でのエコドライブの実施等</p> 				現行燃費基準				達成	+5%	+10%	+15%	小型	×	×	○	○	中型	×	×	○	○	大型	×	△	○	○
	現行燃費基準																										
	達成	+5%	+10%	+15%																							
小型	×	×	○	○																							
中型	×	×	○	○																							
大型	×	△	○	○																							
お問合せ	一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 電話：03-5341-4577																										

補助金	自動車環境総合対策費補助金 (事業用自動車における電動車の集中的導入支援事業)(第2弾)	行政機関名	国土交通省
募集期間	公募開始前(第2弾)		
事業概要	2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略における普及目標を達成するため、電気バスの導入に要する経費の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象者> 民間事業者等</p> <p><補助対象車両等> 電気バス及び充電設備</p> <p><補助率> ・電気バス：車両本体価格の1/3 ・充電設備：導入費用の1/2(充電設備の工事費については実額又は上限額) ※ただし、充電装置のみの導入の場合、1/4</p> <p><その他> 交付申請前に「交付予定枠申込書」の提出が必要</p>		
お問合せ	国土交通省自動車局技術・環境政策課 電話：03-5253-8111(代表)		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(3)エコカー等を導入したい

補助金	燃料電池モビリティ利活用の促進事業	行政機関名	兵庫県
募集期間	公募開始前		
事業概要	兵庫県では、脱炭素化の推進を加速化するため、パッケージ型水素供給設備の導入に係る費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助事業者> 国庫補助の交付決定を受け、県内にパッケージ型水素供給設備を設置する者</p> <p><補助対象経費> パッケージ型水素供給設備の設置に要する経費(設計費、機器費等)</p> <p><補助率及び補助金額> 補助対象経費から国庫補助金(補助率 2/3、上限 100 百万円)を引いた額の 1/4(上限 1,250 万円) ※負担割合：国庫補助金(2/3、上限 100 百万円)を差し引いた額の 1/2 を事業主負担、 残りを県：市 1：1 で負担を想定</p> <p>(参考) パッケージ型水素供給設備：規模は小さいが低コストで設置が可能で、移設が可能であり、設置リスクが低く、 現地で水素を製造するため、輸送コストが不要である水素供給設備。</p>		
お問合せ	兵庫県環境部水大気課大気班 電話：078-362-3285(内線 3368)		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(戸建住宅)

補助金	給湯省エネ事業（住宅省エネ 2023 キャンペーン）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和5年3月31日～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)		
事業概要	家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、消費者等に対し消費量を削減するために必要な高効率給湯器の導入に係る費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象者> 令和4年11月8日以降に契約を締結し、事業者登録後に着工、申請した給湯設備が導入される新築住宅の 施主又は購入者等、給湯器を購入予定の住宅所有者等 ※補助事業の申請業務等については、申請者と契約等の相手方となるハウスメーカー、工務店、家電量販店、 エネルギー供給事業者が手続代行者として代行します。</p> <p><補助対象設備> (1)家庭用燃料電池(エネファーム) (2)ハイブリット給湯機 (3)ヒートポンプ給湯機(エコキュート)</p> <p><補助額> (1)家庭用燃料電池(エネファーム):15万円/台 (2)ハイブリット給湯機:5万円/台 (3)ヒートポンプ給湯機(エコキュート):5万円/台</p> <p><補助上限台数/住戸あたり> ・戸建住宅:いずれか2台まで ・共同住宅等:いずれか1台まで</p> <p><その他> ・補助対象となる給湯機は、機器ごとにそれぞれの性能要件を満たしたものに限る。</p>		
お問合せ	    子育てエコすまい支援事業事務局問合せ窓口 電話:0570-200-594 (ナビダイヤル) 045-330-1340 (IP 電話等)		

補助金	先進的窓リノベ事業（住宅省エネ 2023 キャンペーン）	行政機関名	経済産業省
募集期間	令和5年3月31日～予算上限に達するまで(遅くとも令和5年12月31日まで)		
事業概要	2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献を目的に、高い断熱性能を持つ窓ガラス・サッシ等の住宅開口部の断熱改修に関する費用の一部を補助します。 ※補助事業の申請業務等については、登録事業者(工事請負業者)が代行します。		
支援内容	<p><補助対象事業> 既存住宅における、対象製品を用いたガラス交換、内窓設置、外窓交換(カバー工法、はつり工法)の いずれかの工事</p> <p><補助対象者> 窓リノベ事業者と工事請負契約を締結し、窓のリフォーム工事をする既存住宅の所有者等</p> <p><補助率等> 工事内容に応じて定額(上限200万円/戸)</p>		
お問合せ	 子育てエコすまい支援事業事務局問合せ窓口 電話:0570-200-594 (ナビダイヤル) 045-330-1340 (IP 電話等)		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(戸建住宅)

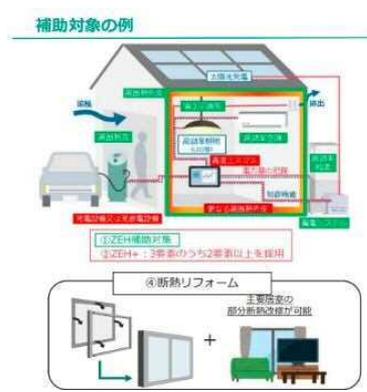
補助金	こどもエコすまい支援事業（住宅省エネ 2023 キャンペーン）	行政機関名	国土交通省
募集期間	令和 5 年 3 月 31 日～予算上限に達するまで(遅くとも令和 5 年 12 月 31 日まで)		
事業概要	<p>エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援します。</p> <p>※申請は、住宅を整備・分譲する事業者又はリフォーム工事を行う事業者が行います。</p>		
支援内容	<p><補助対象者> 令和 4 年 11 月 8 日以降に「対象工事※」に着手し、申請した個人 ※対象工事：新築は令和 4 年 11 月 8 日以降に「基礎工事より後の工程の工事」に着手した工事、 リフォームは令和 4 年 11 月 8 日以降にリフォーム工事に着手した工事。</p> <p><補助対象事業></p> <p>(1) <u>高い省エネ性能を有する住宅の新築事業</u> 子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とし、高い省エネ性能(ZEH レベル)を有する新築住宅の取得に対して、1 戸あたり 100 万円の補助金を交付する事業。</p> <p>(2) <u>開口部・躯体等の省エネ改修工事事業</u> すべての世帯を対象とし、住宅の開口部・壁等に対する一定の断熱改修やエコ住宅設備の設置等の省エネリフォームを行う場合に支援。(3)のリフォーム工事と合計で原則最大 30 万円を交付する事業。 ※子育て世帯・若者夫婦世帯の場合等に上限を最大 60 万円まで引き上げ。</p> <p>(3) <u>その他のリフォーム工事事業</u> 高断熱窓等の設置、高効率給湯器の設置、開口部・躯体等の省エネ改修工事のいずれかを実施し、住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等を行う場合に工事内容に応じた定額を支援する事業。</p>		
お問合せ	こどもエコすまい支援事業事務局問合せ窓口 電話：0570-200-594(ナビダイヤル) 045-330-1340 (IP 電話等)		

補助金	既存住宅の断熱リフォーム支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 5 年 3 月 20 日～令和 5 年 6 月 16 日 17 時(必着)		
事業概要	<p>全国の既存住宅において、省 CO₂ 関連投資によるエネルギー消費効率の改善と低炭素化を総合的に促進し、高性能建材を用いた断熱改修を支援します。</p>		
支援内容	<p><補助対象者> 戸建住宅や集合住宅を所有する個人、法人等</p> <p><補助対象事業></p> <p>(1) 既存戸建住宅の断熱リフォーム事業 (2) 既存集合住宅の断熱リフォーム事業</p> <p><補助率等></p> <p>(1) 1/3、上限：120 万円/戸(蓄電システム、熱交換型換気設備等への別途補助あり。) (2) 1/3、上限：15 万円/戸(玄関ドアも改修する場合は上限 20 万円/戸。熱交換型換気設備等への別途補助あり。(集合個別住宅のみ))</p>		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 断熱グループ 電話：011-206-1573		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(戸建住宅)

補助金	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 (ZEH、ZEB、次世代省エネ建材)	行政機関名	経済産業省
募集期間	(1)次世代 ZEH+(注文・建売・TP0)、次世代 HEMS 実証：令和5年4月28日～令和5年11月10日17時 (2)ZEB 実証：令和5年5月8日～令和5年6月5日17時(1次公募) 令和5年7月31日～令和5年8月28日17時(2次公募) (3)次世代省エネ建材：令和5年5月8日～令和5年8月25日17時		
事業概要	年間の一次エネルギー消費量の収支 ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的に、大幅な省エネ実現と再エネの導入に係る費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象事業></p> <p>(1)ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH：ゼッチ) の実証支援事業 需給一体型を目指した ZEH モデル、次世代型の HEMS モデルや超高層の集合住宅における ZEH 化の実証等により、新たなモデルの実証を支援する事業。</p> <p>(2)ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB：ゼブ) の実証支援事業 ZEB の設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物 (新築：1万㎡以上、既築：2千㎡以上) について、先進的な技術等の組み合わせによる ZEB 化の実証を支援し、その成果の横展開を図る事業。</p> <p>(3)次世代省エネ建材の実証支援事業 既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する事業。</p> <p><補助対象者> 民間事業者等</p> <p><補助率等></p> <p>(1)戸建：定額、集合：2/3 (2)2/3 (3)1/2</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

補助金	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和5年4月28日～令和5年11月10日17時 (必着)		
事業概要	2030年度の家庭部門からのCO ₂ 排出量約7割削減 (2013年度比) に貢献、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進を目的に、戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO ₂ 化、既存戸建住宅の断熱リフォームに係る費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象事業></p> <p>戸建住宅の ZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省 CO₂ 化支援事業</p> <p>(1)戸建住宅 (注文・建売) において、ZEH の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する補助事業</p> <p>(2)ZEH 以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅 (ZEH+) に対する補助事業</p> <p><補助対象者> 民間事業者等</p> <p><補助率他></p> <p>(1)定額 (55 万円/戸) (2)定額 (100 万円/戸)</p> <p>※ (1)、(2) の戸建住宅の ZEH、ZEH+化に加え、蓄電システムを導入、低炭素化に資する素材 (CLT (直交集成板) 等) を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術 を活用する場合に 別途補助：蓄電システム 2 万円/kWh (上限額 20 万円/台) 等</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(戸建住宅)

補助金	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 (LCCM住宅整備推進事業)	行政機関名	国土交通省
募集期間	令和5年4月17日～令和5年9月29日		
事業概要	2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅の脱炭素化を推進するため、先導的な脱炭素化住宅であるLCCM(ライフ・サイクル・カーボン・マイナス)住宅の整備について支援を行います。		
支援内容	<p><補助対象住宅> 新築戸建てのLCCM※住宅</p> <p>※LCCM住宅：使用段階のCO₂排出量に加え資材製造や建設段階等のCO₂排出量の削減、長寿命化により、ライフサイクル全体(建築から解体・再利用等まで)を通じたCO₂排出量をマイナスにする最高レベルの脱炭素化住宅</p> <p><補助対象費用及び補助率等> 以下の費用の合計額の1/2 (補助限度額：戸建住宅：140万円/戸、集合住宅：75万円/戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計費 ・建設工事等における補助対象工事の掛かり増し費用 <p><補助要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・強化外皮基準(ZEH水準の断熱性能)を満たすもの ・再生可能エネルギーを除き、一次エネルギー消費量が現行の省エネ基準値から25%削減されているもの ・ライフサイクル全体のCO₂排出量を算定※し、その結果が0以下となること <p>※建設、居住、修繕・更新・解体の各段階を通じたCO₂排出量が、太陽光発電によるCO₂削減量を下回ることを、指定のツールを用いて評価</p>		
お問合せ	LCCM住宅整備推進事業実施支援室 電話：03-6803-6683		



※ライフサイクルカーボンマイナス住宅・研究開発委員会

補助金	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 (長期優良住宅化リフォーム推進事業)	行政機関名	国土交通省
募集期間	～令和5年12月22日(必着)		
事業概要	良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修等に対して支援を行います。		
支援内容	<p><補助対象事業> 以下の(1)(2)を満たすリフォーム工事</p> <p>(1)インスペクションを実施し、維持保全計画・履歴を作成すること</p> <p>(2)工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること</p> <p><補助率> 1/3</p> <p><補助限度額> 100万円/戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅(増改築)認定を取得する場合：200万円/戸 ・以下のいずれかの場合、上記限度額に、50万円/戸を加算 <p>(1)三世帯同居改修工事を併せて行う場合 (2)若者・子育て世帯が工事を実施する場合 (3)既存住宅を購入し工事を実施する場合 (4)一次エネルギー消費量を省エネ基準費▲20%とする場合</p>		
お問合せ	国立研究開発法人建築研究所 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室 電話：03-5805-0522		



STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(戸建住宅)

補助金	家庭における省エネ支援事業補助金	行政機関名	兵庫県																																									
募集期間	令和5年4月3日～令和5年8月31日 ※消印有効																																											
事業概要	公益財団法人ひょうご環境創造協会では、兵庫県内の既築住宅(平成26年3月31日以前に新築した住宅)におけるエネルギー利用の効率化を促進するため、既設の太陽光システムに蓄電システムやV2H充放電設備を新設した場合、または太陽光発電システムと蓄電システムやV2H充放電設備を同時に新設した場合に、その費用の一部を補助します。																																											
支援内容	<p><補助対象者></p> <p>(1)兵庫県内に所在する既築住宅(平成26年3月31日以前に新築した住宅で、賃貸住宅及び店舗・事務所等との併用住宅は除く。)に自らが居住し、補助対象機器を設置した者</p> <p>(2)公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施する「うちエコ診断」を受診した者</p> <p><補助対象機器></p> <ul style="list-style-type: none"> 蓄電システム：蓄電池部、電力変換装置 V2H充放電設備：V2H機器 太陽光発電システム：太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー <p><補助対象経費></p> <p>機器購入費</p> <p><補助金額></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">既設の太陽光発電システムがある場合</th> <th colspan="3">太陽光発電システムと同時に新設する場合</th> </tr> <tr> <th>ケース①</th> <th>ケース②</th> <th>ケース③</th> <th>ケース④</th> <th>ケース⑤</th> <th>ケース⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄電システム</td> <td>4万円</td> <td>—</td> <td>4万円</td> <td>4万円</td> <td>—</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>V2H充放電設備</td> <td>—</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> <td>—</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>太陽光発電システム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6万円</td> <td>6万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>補助金額 計</td> <td>4万円</td> <td>10万円</td> <td>14万円</td> <td>10万円</td> <td>16万円</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太陽光発電システムのための新設は、補助対象となりません。 ※本機器設置工事費用、セットアップ費用、諸経費、消費税及び地方消費税は補助対象外。 ※本補助金と他の補助金の合計額が補助対象経費を上回る場合の補助金額は、機器ごとの補助対象の額を上限とします。</p>			区 分	既設の太陽光発電システムがある場合			太陽光発電システムと同時に新設する場合			ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥	蓄電システム	4万円	—	4万円	4万円	—	4万円	V2H充放電設備	—	10万円	10万円	—	10万円	10万円	太陽光発電システム	—	—	—	6万円	6万円	6万円	補助金額 計	4万円	10万円	14万円	10万円	16万円	20万円
区 分	既設の太陽光発電システムがある場合				太陽光発電システムと同時に新設する場合																																							
	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑥																																						
蓄電システム	4万円	—	4万円	4万円	—	4万円																																						
V2H充放電設備	—	10万円	10万円	—	10万円	10万円																																						
太陽光発電システム	—	—	—	6万円	6万円	6万円																																						
補助金額 計	4万円	10万円	14万円	10万円	16万円	20万円																																						
お問合せ	公益財団法人ひょうご環境創造協会 再生可能エネルギー相談支援センター 電話：078-735-7744																																											

融資	住宅用太陽光発電設備等に対する融資制度 (住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資)	行政機関名	兵庫県
募集期間	令和5年4月1日～令和6年3月1日		
事業概要	兵庫県では、地球温暖化対策の取組として、CO ₂ 削減に効果的な以下の設備の普及を図るため、金融機関と連携して設置資金を低利で融資しています。		
支援内容	<p><融資対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> 自ら居住する新築・既築住宅に下記対象設備を設置する兵庫県民の方 当該設備の設置工事を融資機関の貸付申請書受理日以降に着手し、令和6年3月末までに融資を必要とする方 融資金の償還が確実にできる見込みがあり、かつ、融資機関の定めるその他の融資条件を満たす方(各融資機関の審査によります) (公財)ひょうご環境創造協会のうちエコ診断を過去1年以内に受診していることを、県が確認した方 <p><対象設備></p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅用太陽光発電設備(10kW未満)・家庭用燃料電池(エネファーム)・家庭用蓄電池(電気自動車充給電設備(V2H)含む)・家庭用太陽熱利用設備(自然循環式又は強制循環式)・内窓または複層ガラス・家庭用ヒートポンプ式電気給湯器(エコキュート等)・家庭用潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)・家庭用潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)・断熱化工事(外壁、屋根、天井、床、高断熱浴槽)・省エネ化工事(冷暖房設備等※) ※省エネラベル評価が5つ星の設備、LED照明、節水型トイレ <p><融資金利及び償還期間></p> <p>0.8%(融資期間を通じて固定)/10年 *融資金利以外の保証料等は各融資機関にお問い合わせ下さい。</p> <p><償還方法></p> <p>元利均等月賦償還(毎月の均等償還)または、元利均等月賦償還と元利均等半年賦償還(ボーナスでの償還)の併用。 *融資額の一部を繰上償還することはできません。</p> <p><融資限度額></p> <p>1件当たり50万円以上500万円以内(複数の設備を設置する場合はその合計額)</p>		
お問合せ	兵庫県環境部環境政策課 電話：078-362-3284		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(戸建住宅)

補助金	既存住宅・建築物省エネ化促進事業	行政機関名	兵庫県																																																
募集期間	公募開始前																																																		
事業概要	兵庫県では、法改正により、2025年から新築住宅・建築物の省エネ基準への適合が義務化されることを踏まえ、国・市町と連携し、既存住宅・建築物の省エネ化に係る費用の一部を補助します。																																																		
支援内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>既存住宅省エネ化促進事業</th> <th colspan="2">既存建築物省エネ化促進事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">I 計 画 策 定 支 援</td> <td>(1)対象建物</td> <td>一戸建て住宅</td> <td colspan="2">住宅以外の建築物</td> </tr> <tr> <td>(2)事業主体</td> <td colspan="3">省エネ基準又はZEH(ZEB)水準非適合等</td> </tr> <tr> <td>(3)対象経費</td> <td colspan="3">所有者</td> </tr> <tr> <td>(4)補助率</td> <td colspan="3">省エネ化計画策定経費、省エネ診断経費</td> </tr> <tr> <td>(5)補助上限額</td> <td>20万円</td> <td colspan="2">80万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">II 工 事 支 援</td> <td>(2)事業主体</td> <td colspan="3">I計画策定支援に同じ</td> </tr> <tr> <td>(3)対象経費</td> <td colspan="3">省エネ化工事に要する経費等</td> </tr> <tr> <td>(4)補助率</td> <td colspan="3">23%(国:県:市町=2:1:1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(5)補助上限額</td> <td>省エネ基準</td> <td>76.6万円/戸</td> <td>m²単価5,600円</td> <td>1,120万円/件</td> </tr> <tr> <td>ZEB/ZEH水準</td> <td>102.5万円/戸(※)</td> <td>m²単価9,600円</td> <td>1,920万円/件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※省エネ化工事と併せて構造補強工事を行う場合は138.5万円/戸</p>			区分		既存住宅省エネ化促進事業	既存建築物省エネ化促進事業		I 計 画 策 定 支 援	(1)対象建物	一戸建て住宅	住宅以外の建築物		(2)事業主体	省エネ基準又はZEH(ZEB)水準非適合等			(3)対象経費	所有者			(4)補助率	省エネ化計画策定経費、省エネ診断経費			(5)補助上限額	20万円	80万円		II 工 事 支 援	(2)事業主体	I計画策定支援に同じ			(3)対象経費	省エネ化工事に要する経費等			(4)補助率	23%(国:県:市町=2:1:1)			(5)補助上限額	省エネ基準	76.6万円/戸	m ² 単価5,600円	1,120万円/件	ZEB/ZEH水準	102.5万円/戸(※)	m ² 単価9,600円	1,920万円/件
区分		既存住宅省エネ化促進事業	既存建築物省エネ化促進事業																																																
I 計 画 策 定 支 援	(1)対象建物	一戸建て住宅	住宅以外の建築物																																																
	(2)事業主体	省エネ基準又はZEH(ZEB)水準非適合等																																																	
	(3)対象経費	所有者																																																	
	(4)補助率	省エネ化計画策定経費、省エネ診断経費																																																	
	(5)補助上限額	20万円	80万円																																																
II 工 事 支 援	(2)事業主体	I計画策定支援に同じ																																																	
	(3)対象経費	省エネ化工事に要する経費等																																																	
	(4)補助率	23%(国:県:市町=2:1:1)																																																	
	(5)補助上限額	省エネ基準	76.6万円/戸	m ² 単価5,600円	1,120万円/件																																														
ZEB/ZEH水準		102.5万円/戸(※)	m ² 単価9,600円	1,920万円/件																																															
お問合せ	兵庫県まちづくり部住宅政策課住宅政策班 電話:078-362-3581 (内線 4637) 兵庫県まちづくり部建築指導課建築指導班 電話:078-362-3609 (内線 4716)																																																		

補助金	尼崎市 ZEH 普及促進事業補助金	行政機関名	尼崎市
募集期間	～令和6年2月9日まで(必着)		
事業概要	尼崎市では、脱炭素社会の実現に向け、住宅の一次エネルギーの年間消費量が正味でおおむねゼロになる住まいであるZEH(ゼッチ)の市内への普及促進や家庭でのCO ₂ 削減を図るため、市内においてZEHを新築・改築する場合に補助を行います。		
支援内容	<p><補助対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> 市内において新築戸建住宅を建築又は既築戸建住宅を改修し所有する個人 市内において新築戸建売住宅の販売者となる事業者 <p>※その他要綱に規定する要件を満たす必要あり。</p> <p><補助対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象者が実施するZEHの新築・改修事業 上記ZEHの施工と併せて同一年度内に行う蓄エネ機器の同時導入事業 <p><補助額></p> <p>■ZEH(補助要綱第3条に規定するBELS-ZEHの住宅):50万円(市内事業者施工の場合は75万円)</p> <p>※なお、ZEH住宅と合わせて蓄エネ機器を同時導入する場合は、下記の補助額が加算。</p> <p>■蓄エネ機器</p> <ul style="list-style-type: none"> 定置用リチウムイオン蓄電池:10万円(市内事業者施工の場合は15万円) V2H:10万円(市内事業者施工の場合は15万円) V2H電気自動車等:20万円(市内事業者施工の場合は25万円) <p>・機器・住宅の仕様や補助要件等については補助要綱をご確認ください。</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 国のZEHに関する補助金及び本市のグリーンビークル導入補助との併用は不可。 		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話:06-6489-6301		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(集合住宅等)

補助金	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB 化支援事業のうち、大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前(令和 5 年 7 月予定) (2 次公募)		
事業概要	飲食店などの不特定多数の人が利用する施設等対象に、密閉空間とならないよう、換気能力が高く、同時に建築物の省CO2化促進にも資する高機能換気設備などの導入費用の一部を補助します。		
支援内容	<p>＜補助対象者＞ 地方公共団体、民間事業者等</p> <p>＜補助対象設備＞ 高機能換気設備及び同時に導入する空調設備 ※高機能換気設備：自然給気とファンによる排気の従来型換気システムに比べ、給気・排気ともにファンにより行うことで、確実な換気が可能、かつ熱交換により温度変化の抑制が可能な機器。</p> <p>＜補助率＞ 2/3</p> <p>＜補助要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高機能熱交換型換気設備を導入すること。 ・施設全体で設備導入前に比べ CO₂ 削減できること。 <p>※事業実施後の実績報告が増 CO₂ になった場合は、再エネ電気切替え、外部調達等が必要</p>		
お問合せ	一般社団法人静岡県環境資源協会 電話：054-266-4161		

事業イメージ

業種及び補助対象施設の例	施設(例)
卸売業_小売業	総合スーパー、小売店、飲食料卸売店
不動産業_物品賃貸業	不動産賃貸を行う事務所
宿泊業_飲食サービス業	ホテル、旅館、酒場、食堂、レストラン
生活関連サービス業、娯楽業	フィットネスクラブ、結婚式場、理美容室、興行場
医療_福祉	病院、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、鍼灸・整体院
教育、学術支援業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校

省CO2設備等の導入補助

省CO2設備等の導入補助

高効率換気設備イメージ

補助金	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB 化支援事業のうち、平時の脱炭素と災害時の安心を実現するフェーズフリーの省 CO ₂ 独立型施設支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	公募開始前(令和 5 年 6 月上旬予定) (2 次公募)		
事業概要	平時の省CO ₂ 化と緊急時のエネルギー自立化が可能となる再生可能エネルギー設備等の導入とあわせ、感染症等の発生時には応急施設・一時避難施設等として活用可能な独立型施設(コンテナハウス等)を支援します。		
支援内容	<p>＜補助対象者＞ 地方公共団体、民間事業者等</p> <p>＜補助対象設備＞ 緊急時は一時避難場所、医療拠点、仮設宿泊施設等の応急的な避難施設等として稼働し、平時は業務用施設等として活用するコンテナハウス、ムービングハウス等の独立型施設</p> <p>＜補助率＞ 2/3</p> <p>＜補助要件＞ 緊急時に応急施設・一時避難施設等として稼働する旨が地域防災計画又は地方公共団体との協定等により位置付けられていること、再エネ設備・蓄電池・省エネ型の第一種換気設備を導入すること、一定の断熱性能を有すること等。</p>		
お問合せ	公益財団法人北海道環境財団		

事業イメージ

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入した平時の省CO₂化と感染症発症時の一時避難生活が可能な独立型施設の実現と普及拡大を目指す

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(集合住宅等)

補助金	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 新築建築物の ZEB 化支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 5 年 5 月 23 日～令和 5 年 6 月 30 日		
事業概要	災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型の ZEB (①レジリエンス強化型の新築建築物 ZEB 化実証事業)、及びに ZEB の更なる普及拡大のため、新築 ZEB に資する設備機器等の導入 (②新築建築物の ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業) に対し、支援します。		
支援内容	<p>＜補助対象者＞ 地方公共団体、民間事業者等</p> <p>＜補助対象建築物及び補助率等＞ 右記の表を参照ください。</p> <p>＜補助上限額＞ ①②とも 5 億円</p> <p>＜その他＞ (1) 補助要件等 (①=レジリエンス強化型 ZEB) 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。</p> <p>(2) 優先採択枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①は被災等により建替えを行う事業 ・CLT 等の新たな木質部材を用いる事業 ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業 		
お問合せ	一般社団法人静岡県環境資源協会		

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m ² 以上	地方公共団体※1のみ対象 補助率は同上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
 ※2 EV等 (外部給電可能なものに限り) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)

補助金	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 既存建築物の ZEB 化支援事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和 5 年 5 月 23 日～令和 5 年 6 月 30 日		
事業概要	①災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型の ZEB (レジリエンス強化型の既存建築物 ZEB 化実証事業) 及び②ZEB の更なる普及拡大のため、既存 ZEB に資するシステム・設備機器等の導入 (既存建築物の ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業) を支援します。		
支援内容	<p>＜補助対象者＞ 地方公共団体、民間事業者等</p> <p>＜補助対象建築物及び補助率等＞ 右記の表を参照ください。</p> <p>＜補助上限額＞ ①②とも 5 億円</p> <p>＜その他＞ (1) 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。</p> <p>(2) 優先採択枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①は被災等により建替えを行う事業 ・CLT 等の新たな木質部材を用いる事業 ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業 		
お問合せ	一般社団法人静岡県環境資源協会		

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m ² 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m ² ～10,000m ²	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m ² 以上	地方公共団体※1のみ対象 補助率は同上	地方公共団体※1のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く
 ※2 EV等 (外部給電可能なものに限り) を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助 (上限あり)

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(集合住宅等)

補助金	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、既存建築物の省CO ₂ 改修支援事業	行政機関名	環境省																
募集期間	令和5年5月23日～令和5年6月30日																		
事業概要	既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業や、オーナーとテナントが環境負荷を軽減する取組に関する契約や覚書を結び、協働して省CO ₂ 化を図る事業やフロア単位で省CO ₂ 化を図る事業、及び空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO ₂ 化を図る事業を支援します。																		
支援内容	<p>＜補助対象者＞ 地方公共団体、民間事業者等</p> <p>＜補助対象事業＞ (1) 既存建築物における省CO₂改修支援事業 (2) テナントビルの省CO₂改修支援事業 (3) 空き家等における省CO₂改修支援事業</p> <p>＜補助率等＞ (1) 1/3(上限5,000万円) (2) 1/3(上限4,000万円) (3) 1/3</p> <p>＜その他＞ ・補助対象経費・補助要件は右の表を参照ください。 ・(1)(2)について、省エネ型の第一種換気設備又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点されます。 ・(3)省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点されます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>補助対象</caption> <thead> <tr> <th>補助申請者</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助要件</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 建築物を所有する民間企業等</td> <td>CO₂削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用(補助上限5,000万円)</td> <td>・既存建築物において30%以上のCO₂削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>② テナントビルを所有する法人、地方公共団体等</td> <td>CO₂削減に寄与する省CO₂改修費用(設備費等)(補助上限4,000万円)</td> <td>・テナントビルにおいて20%以上のCO₂削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>③ 空き家等を所有する者</td> <td>CO₂削減に寄与する省CO₂改修費用(設備費等)(補助上限なし)</td> <td>・空き家等において15%以上のCO₂削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>			補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率	① 建築物を所有する民間企業等	CO ₂ 削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用(補助上限5,000万円)	・既存建築物において30%以上のCO ₂ 削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3	② テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用(設備費等)(補助上限4,000万円)	・テナントビルにおいて20%以上のCO ₂ 削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3	③ 空き家等を所有する者	CO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用(設備費等)(補助上限なし)	・空き家等において15%以上のCO ₂ 削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3
補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率																
① 建築物を所有する民間企業等	CO ₂ 削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用(補助上限5,000万円)	・既存建築物において30%以上のCO ₂ 削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3																
② テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用(設備費等)(補助上限4,000万円)	・テナントビルにおいて20%以上のCO ₂ 削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3																
③ 空き家等を所有する者	CO ₂ 削減に寄与する省CO ₂ 改修費用(設備費等)(補助上限なし)	・空き家等において15%以上のCO ₂ 削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3																
お問合せ	一般社団法人静岡県環境資源協会																		

補助金	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業	行政機関名	環境省
募集期間	令和5年5月25日～令和5年6月26日17時まで		
事業概要	自立型ゼロエネルギー倉庫モデルを構築・展開し、物流施設における環境負荷低減を図る目的で、①無人化に伴う照明等のエネルギー消費量の削減、②省エネ型省人化機器への転換によるエネルギー効率の向上、③再エネの導入を同時に行う事業に係る費用の一部を補助します。		
支援内容	<p>＜補助対象事業＞ 物流施設における省エネ型省人化機器及び再生可能エネルギー設備等の同時導入を行う事業</p> <p>＜補助対象者＞ 民間事業者等</p> <p>＜補助率＞ 1/2</p> <div style="text-align: right;">  <p>● 物流施設全体におけるエネルギー消費構成</p> <p>現状 (防災準備、労働力不足) 2030年 (イメージ)</p> <p>期待される省エネ効果</p> <p>① 庫内作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減</p> <p>② 省エネ型機器への転換による効率向上</p> <p>③ 再エネ設備によるエネルギー供給</p> <p>◆ AI等の活用による作業の自動化 ◆ 防災システムとの連携も可能</p> <p>※自家使用に限る</p> </div>		
お問合せ	一般社団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 電話：03-5341-4728		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(集合住宅等)

補助金	集合住宅の省 CO ₂ 化促進事業	行政機関名	環境省・ 経済産業省
募集期間	(1)(2)低層・中層 ZEH-M: 令和 5 年 5 月 12 日～令和 5 年 12 月 8 日 17 時(必着) (3)(4)高層 ZEH-M、超高層 ZEH-M 実証事業: 令和 5 年 5 月 25 日～令和 5 年 6 月 23 日 17 時(必着)		
事業概要	2030年度の家庭部門からのCO ₂ 排出量約7割削減(2013年度比)に貢献、2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進することを目的に、エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH(ゼッチ)の更なる普及、高断熱化の推進に係る費用の一部を補助します。		
支援内容	<p><補助対象事業> 集合住宅の省エネ・省 CO₂ 化支援事業 (1)新築低層 ZEH-M(3 層以下)への補助事業 (2)新築中層 ZEH-M(4~5 層)への補助事業 (3)新築高層 ZEH-M(6~20 層)への補助事業 (4)超高層 ZEH-M(21 層以上)実証事業</p> <p><補助対象者> 民間事業者等</p> <p><補助率等> (1)(2)(3)については、直交集成板 (CLT) や PVT システムなどの設備等を導入する場合、補助額を加算</p>		
お問合せ	一般社団法人環境共創イニシアチブ		

補助金	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(住宅エコリフォーム推進事業(補助金)、住宅・建築物省エネ改修支援事業(交付金))のうち、住宅	行政機関名	国土交通省
募集期間	令和 5 年 5 月 26 日～予算上限に達するまで(遅くとも令和 6 年 1 月 19 日まで)		
事業概要	カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を効果的に促進するとともに、民間の取組を促すため、住宅について高い省エネ性能への改修を行う場合は、期限を区切って国が直接支援を行います。		
支援内容	<p><交付・補助対象> (1)省エネ診断 (2)省エネ設計費及び省エネ改修工事費を合算した額 ※設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同額以下。 ※ZEH レベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。 ※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。 ※国による直接補助は、令和 6 年度末までに着手したものであって、改修による省エネ性能が ZEH レベルとなるものに限定する。</p> <p><補助率・交付額> (1)省エネ診断 ①民間実施: 国と地方で 2/3(直接補助の場合は国 1/3) 2)公共実施: 国 1/2 (2)省エネ設計費及び省エネ改修工事費を合算した額(国と地方が補助する場合) ①省エネ基準適合レベル: 350,000 円/戸(交付対象費用の 4 割を限度) ②ZEH レベル: 700,000 円/戸(交付対象費用の 8 割を限度) ※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援。</p>		
お問合せ	国土交通省住宅局		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(4)住宅や建築物等の脱炭素化をしたい(集合住宅等)

補助金	住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業(住宅エコリフォーム推進事業、住宅・建築物省エネ改修支援事業(交付金))のうち、建築物	行政機関名	国土交通省
募集期間	公募開始前		
事業概要	カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物ストックの省エネ化を推進するため、地方公共団体の取組と連携して既存の住宅・建築物の省エネ改修を効果的に促進するとともに、民間の取組を促すため、住宅について高い省エネ性能への改修を行う場合は、期限を区切って国が直接支援を行います。		
支援内容	<p><交付・補助対象事業></p> <p>(1)省エネ診断 (2)省エネ設計等 (3)省エネ改修(建替えを含む。)</p> <p>(3)の対象となる工事：開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事</p> <p>※設備の効率化に係る工事については、開口部、躯体等の工事と併せて実施するものに限る。</p> <p>※改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。</p> <p>※省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEB レベルへの改修のみ対象。</p> <p><交付率></p> <p>(1)省エネ診断</p> <p>①民間実施：国と地方で 2/3 ②公共実施：国 1/3</p> <p>(2)省エネ設計等</p> <p>①民間実施：国と地方で 2/3 ②公共実施：国 1/3</p> <p>(3)省エネ改修(建替えを含む)</p> <p>①民間実施：国と地方の合計で 23% ②公共実施：国 11.5%</p> <p><補助限度額(国と地方が交付率 23%で補助する場合)></p> <p>省エネ基準適合レベル 5,600 円/m²、ZEB レベル 9,600 円/m²</p>		
お問合せ	国土交通省住宅局		

補助金	スマートマンション推進事業(SDGs スマートマンション認定)	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和5年4月1日～令和5年8月31日(認定申請書提出期限)		
事業概要	尼崎市では、脱炭素社会の実現に向けて、CO ₂ 削減に有効な設備を備え、地域経済の活性化につながる仕組みと本市の社会課題への対応策につながる仕組みを有したマンション等を「SDGs スマートマンション」として認定し、開発事業者に対して支援を行います。		
支援内容	<p><認定要件></p> <p>次の要件をすべて備えている必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 尼崎市内の建設であること 2. マンション等(マンションや戸建て住宅群)の建設であること 3. 全戸に HEMS を導入したうえで、MEMS を活用することで、マンション等の全体のエネルギー管理をできる仕組みを有すること【環境】 4. 地域経済の活性化につながる仕組みを有すること【経済】 5. SDGs および尼崎市総合計画(尼崎版 SDGs)に沿った、本市の社会課題への具体的な対応策を実施すること【社会】 <p><認定申請手続></p> <p>要件を満たした申請者が認定申請書及び企画提案書を提出後、市の指定する日程に開催する SDGs スマートマンション認定会議において、プレゼンテーションを行っていただき、後日、認定の可否を書面で通知します。</p> <p><補助額></p> <p>「SDGs スマートマンション」を構成する住宅の戸数に 3 万円を乗じた額。(=HEMS 導入住宅戸数×3 万円)</p>		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話：06-6489-6301		

STEP3【減らす】排出量等を削減する(5)その他

その他	J-クレジット制度	行政機関名	—
募集期間	購入方法により異なる		
事業概要	J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO ₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO ₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。		
支援内容	<p><内容> ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を他者へ売買可能な「J-クレジット」として認証</p> <p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備導入・更新の補助金と併用可能（ただし、環境省の補助金を除く） ・脱炭素化に資する多様な取組が対象 ・手続き等の事務局サポートあり 		
お問合せ	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 サステナビリティコンサルティング第1部 J-クレジット制度事務局		

補助金	地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業 （省エネ行動であま咲きコインをためよう）	行政機関名	尼崎市
募集期間	令和5年4月1日～令和6年3月15日まで（必着）		
事業概要	尼崎市では、CO ₂ 削減と地域経済の活性化を目的に、CO ₂ 削減につながる特定の行動（省エネ行動）を行うと、CO ₂ 削減量に応じて地域通貨ポイントを付与する事業を行っています。		
支援内容	<p><ポイント付与対象省エネ行動></p> <p>(1)省エネ家電買い替え</p> <p>①空調を省エネ性能★5（目標年度2010年度）の機種又は省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度）への更新：2,500ポイント</p> <p>②冷蔵庫を省エネ基準達成率100%以上の機種への更新：3,000ポイント ※更に、空調、冷蔵庫を尼崎市内の「ひょうごスマートライフマイスター店*」（計15店舗）で購入した場合は、付与ポイント数が2倍になります。</p> <p>(2)エコ通勤（阪神バス定期券（210円区間（6カ月））を新規購入した場合に付与。1人1回限り）：3,000ポイント</p> <p>(3)あまがさき環境オープンカレッジへの来館：20ポイント</p> <p>(4)環境学習イベントへの参加：20ポイント</p> <p>(5)うちエコ診断（うちエコ診断の受診。1世帯1回限り）：1,000ポイント</p> <p>(6)電気の選択（CO₂フリーの電気の契約・利用）：900ポイント/月</p> <p>(7)公用EVカーシェア利用：200ポイント/利用</p> <p>(8)エコカーの購入：7,000ポイント</p> <p>(9)電気使用量削減：最大1,500ポイント</p> <p><ポイント付与対象者></p> <p>(1)(5)(6)(8)(9)：市内在住者 (2)：市内在住・在勤の方 (3)(4)：市内在住・在勤・在学の方 (7)：どなたでも</p>		
お問合せ	尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話：06-6489-6301		

その他	給水機設置によるマイボトル普及促進事業	行政機関	尼崎市
募集期間	随時		
事業概要	<p>尼崎市では、プラスチックごみ削減の取組として給水機の設置を促進し、誰でも自由にご利用いただける給水スポットとして整備しています。また、尼崎市において給水機を設置し、給水スポットとして開放していただける民間の事業所等を募集しています。</p>		
支援内容	<p>＜事業概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水機の設置 常温タイプの給水機であれば、設置費用・リース及びメンテナンスにかかる費用が無料になります。 (※市民等が自由に出入りでき、一定以上の給水機の利用が見込まれる屋内施設で、かつ、給水機設置場所の近くに給水栓があることが条件になります。水道料金は事業者様の負担になります。) <p>＜その他＞</p> <p>市内の給水スポット一覧など詳細はお問合せのHPをご確認ください。</p>		
お問合せ	<p>尼崎市経済環境局環境部環境創造課 電話：06-6489-6301</p>		



その他	SDGs 企業登録事業	行政機関名	尼崎市
募集期間	随時受付		
事業概要	<p>尼崎市では、SDGs 達成に資する取組を行うと宣言した企業や団体を「あまがさき SDGs パートナー」として登録し、宣言内容の市HPへの掲載による広報・PRや、その他登録特典などにより、SDGs 取組の推進を支援します。また、登録事業者と市が連携する市内中学校等の生徒向けSDGsの学習支援や、登録事業者同士の交流会の開催など、市内のSDGs達成に向けた取組を推進しています。</p>		
支援内容	<p>＜対象者＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に本社又は支社等を有し、市内において事業活動を行う法人等（個人事業主、NPO法人、学校法人等を含む） ・市税の滞納をしていない者 <p>＜登録特典＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録書、専用ロゴステッカーの交付 ・ロゴマークの使用許可（データ提供） ・交流会「SDGs パートナーミーティング」への招待 ・市と連携する学校等へのSDGs学習支援への参加 ・兵庫県信用保証協会による「SDGs 支援保証『ステップ』」の利用が可能 (通常の保証率より平均20%割引、補償期間が最長15年、既に実行済みの保証協会付融資を借換可能) <p>＜登録方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定様式にて「経済・社会・環境」の3側面全てにおいてSDGs達成に向けた取組を宣言し、下記財団へ提出 <p>＜登録期間＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録完了日から2年間（宣言内容の取組報告書提出による更新制） 		
取組紹介			
お問合せ	<p>公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課 電話：06-6488-9501</p>		

尼崎市気候非常事態行動宣言

近年、私たちは過去に経験をしたことのないような豪雨、猛暑などに見舞われており、尼崎市を含め日本各地で地球温暖化が一因とされる異常気象による被害が発生しています。そして、地球温暖化による影響・被害は、私たちの生活だけでなく自然環境にも及んでおり、すべての生き物の生存基盤を脅かす危機だといえます。

こういった危機を引き起こした主な原因は私たち一人ひとりの人間の活動によって排出された二酸化炭素であるとされており、世界ではパリ協定の下に工業化以前からの気温上昇を2℃より低い状況に保つとともに、1.5℃以下に抑える努力を追求するための取組が始まっています。

私たちは、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会を実現するため、日々の行動を変えていくことをここに宣言します。

- 2050年までに脱炭素社会を実現するため、2030年の二酸化炭素排出量を2013年比で50%程度削減することを目指します。
- 消費するエネルギーを徹底的に削減するとともに、再生可能エネルギーなどへの転換を目指します。
- 一人ひとりがライフスタイルを見つめ直し、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却を目指します。
- 地球温暖化による危機を正しく認識・共有するとともに、この危機を乗り越えるために行動します。

令和3年（2021年）6月5日

尼崎市長

稲村和美



尼崎市公式 YouTube チャンネルにて、尼崎市気候非常事態宣言に関する情報を発信しています。ぜひご覧ください。

- 令和3年6月5日(土)に開催された「オンライン エコあまフェスタ 2021」において、尼崎市長が「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しました。
⇒<https://www.youtube.com/watch?v=O6a84gxXuMI>



- 宣言の表明に際し、大阪産業大学大学院 人間環境学研究科教授であり、尼崎市の環境審議会及び総合計画審議会の委員でもある花田 眞理子教授と尼崎市長が対談を行いました。
⇒https://www.youtube.com/watch?v=S_YinyqEj0E



尼崎市 気候非常事態 行動宣言



エネルギーをへらす・かえる

ライフスタイルをかえる

正しく知る

私たちは脱炭素社会を実現するため、日々の行動を変えていくことをここに宣言します。

尼崎市環境創造課

TEL▶06-6489-6301 FAX▶06-6489-6300



あまがさきエコカンパニーネットワーク通信(「エコカネ通信」)のご案内

尼崎市では、事業者・行政が相互に連携・協力し、それぞれの立場で環境保全活動に取り組んでいただくために、環境保全活動に関心のある市内の事業者・団体を対象にネットワークを作り、その一環としてあまがさきエコカンパニーネットワーク通信(「エコカネ通信」)を毎月、会員のみなさまに配信しています。

「エコカネ通信」では、尼崎市が実施する補助事業・イベント等の最新情報をはじめ、省エネ・省CO2支援制度～補助金ガイドブック～で紹介した国や県の補助制度の気になるその後の情報や法令の改廃、国際情勢や国の政策動向を踏まえて開催される説明会や講演会などのイベント情報を会員のみなさまにいち早く、また、タイムリーにお届けします。

ぜひ、エコカンパニーネットワーク会員にご登録いただき、「エコカネ通信」をご購読(無料)ください!

<対象>

尼崎市内に事務所または事業所を置く企業、団体

<申込方法>

右記QRコードから、申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、ファックスまたは電子メールで環境創造課までお送りください。

尼崎市ホームページ



<送り先>

尼崎市経済環境局環境部環境創造課

ファックス番号：06-6489-6300

メールアドレス：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp



作成・発行

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課 (市役所中館9階)

住所：尼崎市東七松町1-23-1

TEL：06-6489-6301 / FAX：06-6489-6300

e-mail：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp